

令和 6 年 5 月 2 3 日
第 6 8 回 総 会 提 出

資料 3

提 出 議 案

- | | |
|---------|------------------|
| 第 1 号議案 | 役員改選 |
| 第 2 号議案 | 令和 5 年度会務報告 |
| 第 3 号議案 | 令和 5 年度歳入歳出決算 |
| 第 4 号議案 | 令和 6 年度事業計画（案） |
| 第 5 号議案 | 令和 6 年度歳入歳出予算（案） |

第1号議案

役 員 改 選

役 員 改 選 に つ い て

現在の役員は、本年の第68回総会（5月23日）をもって任期満了となるので、全国水道企業団協議会規約に基づいて役員の改選を行う。

（参 考）全国水道企業団協議会規約抜粋

第12条 協議会に次の役員を置く。

- （1） 会 長 1 名
- （2） 副 会 長 若干名
- （3） 幹 事 若干名

2. 役員は、総会において正会員の中から選任する。

3. 役員の任期は2年とする。但し、再任することができる。

全 国 水 道 企 業 団 協 議 会 現 役 員

会 長	阪神水道企業団企業長	吉 田 延 雄
副 会 長 (6名)	石狩東部広域水道企業団企業長 八戸圏域水道企業団企業長 神奈川県内広域水道企業団企業長 愛知中部水道企業団企業長 岡山県南部水道企業団企業長 福岡地区水道企業団企業長	原 田 裕 熊 谷 雄 一 浅 羽 義 里 近 藤 裕 貴 黒 田 哲 朗 名古屋 泰 之
幹 事 (7名)	石巻地方広域水道企業団企業長 越谷・松伏水道企業団企業長 北千葉広域水道企業団企業長 佐久水道企業団企業長 長浜水道企業団企業長 備南水道企業団企業長 福岡県南広域水道企業団企業長	齋 藤 正 美 野 口 晃 利 荒 木 稔 柳 田 清 二 三 和 啓 司 伊 東 香 織 甲斐田 忠 之

第2号議案

令和5年度会務報告

令和 5 年度会務報告

全国水道企業団協議会

全国水道企業団協議会 会 務 報 告

令和5年度における主な会務は次のとおりである。

1. 会 員

令和5年3月末現在の会員数は、正会員82団体、特別会員36名、賛助会員4団体である。

令和6年3月末現在の会員数は、正会員83団体、特別会員38名、賛助会員5団体である。

(1) 正会員

新たに広島県水道広域連合企業団が入会したため、令和6年3月末現在の会員数は83団体である。

その内訳は、末端給水事業42団体、用水供給事業35団体、末端給水事業と用水供給事業の両事業を行っている事業体7団体である。

(2) 特別会員

新たに2名が入会したため、令和6年3月末現在の会員数は38名である。

(3) 賛助会員

新たに配水用ポリエチレンパイプシステム協会が入会したため、令和6年3月末現在の会員数は5団体である。

2. 総 会

第67回総会（令和5年5月23日・24日、開催地：中国四国地区協議会、開催地事務局：岡山県南部水道企業団、備南水道企業団）は、岡山県倉敷市「倉敷アイビースクエア」において、参加者150名（正会員49団体92名、賛助会員30名、特別会員5名、来賓9名、その他14名）の出席を得て行われた（委任状提出正会員27団体）。

総会は午後1時に開会され、開催地代表挨拶、会長挨拶、来賓祝辞があり、続いて令和5年度の会長表彰が行われ、次の方々が表彰された。

(功労賞：2名)

鷗 木 賢 氏

松 尾 安 朋 氏

(特別賞：9名)

三 浦 哲 也 氏

尾 形 渉 氏

石 坂 正 幸 氏

三 橋 俊 郎 氏

柳 澤 真 路 氏

上 原 克 彦 氏

北 野 幸 治 氏

木口屋 拓 郎 氏

荒 巻 勝 之 氏

議 事

(1) 令和4年度会務報告（原案どおり承認）

(2) 議 案

第1号議案 令和4年度歳入歳出決算（原案どおり認定）

第2号議案 令和5年度歳入歳出予算（案）（原案どおり承認）

(3) 会員提出問題

- 問題 1. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について
- 問題 2. 水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立について
- 問題 3. 水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等について
- 問題 4. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について
- 問題 5. 地方公営企業繰出制度の義務化及び拡充等について
- 問題 6. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活について
- 問題 7. 水道施設の災害対策事業に対する財政支援について
- 問題 8. 水利権制度の柔軟な運用について
- 問題 9. 水源地域における関係機関の連携及び行財政支援について
- 問題 10. 新規の地下水利用専用水道の揚水規制等に係る法整備について
- 問題 11. 電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等について
- 問題 12. 放射性物質濃度が基準値以下となっている浄水発生土の適正な再利用について

以上 12 題について、関係国会議員及び関係官庁に対し陳情することにし、陳情の文案、時期、方法等は会長一任とすることについて承認された。

(4) 次期総会開催地

次期総会について、九州地区協議会の福岡地区水道企業団を開催地事務局として開催することが承認された。

3. 役員会

○第 188 回役員会（令和 5 年 4 月 書面審議）

議 題

(1) 会長表彰者の選考について

会長表彰者の選考について審議し、特別賞 1 名を第 67 回総会で表彰することが承認された。

○第 189 回役員会（令和 5 年 5 月 23 日 倉敷アイビースクエア「オパール」）

議 題

(1) 全国水道企業団協議会第 67 回総会の運営について

第 67 回総会の運営要領、時間割等について審議し、了承された。

(2) 全国水道企業団協議会第 68 回総会の開催期日及び会場について

第 68 回総会の開催期日及び会場について審議し、九州地区協議会の福岡地区水道企業団を開催地事務局として、令和 6 年 5 月 23 日、24 日に開催することが承認された。

○第 190 回役員会（令和 5 年 7 月 14 日 日本水道協会 7 階「第 1 会議室」）

議 題

(1) 第 67 回総会会員提出問題の処理について

会員提出問題の処理については、第 67 回総会において会長一任となったため、陳情方法及び陳情先等について審議し、原案どおり承認され、役員会終了後、関係国会議員及び関係省庁に対して陳情を実施した。

(2) 第 55 回企業長・事務局長経営会議について

第 55 回企業長・事務局長経営会議について、関東地区協議会の神奈川県内広域水道企業団を開催地事務局として、令和 6 年 10 月～11 月頃に開催することが承認された。

○第 191 回役員会（令和 5 年 11 月 14 日 神奈川県内広域水道企業団「3 階第 3 委員会室」）
議 題

(1) 令和 6 年度会員提出問題にあたっての留意事項について

令和 6 年度の会員提出問題について、取りまとめ方法の検討や提出にあたっての留意事項、要望書作成に向けてのスケジュール等について意見交換を行った。

○第 192 回役員会（令和 6 年 1 月 書面審議）
議 題

(1) 正会員の入会について

広島県水道広域連合企業団の正会員への入会について審議し、令和 6 年 2 月 1 日付けで入会することが承認された。

○第 193 回役員会（令和 6 年 3 月 12 日 日本水道協会 7 階「第 2 会議室」）
報告事項

(1) 令和 5 年度歳入歳出決算見込みについて

令和 5 年度歳入歳出決算の見込額について、事務局から報告があった。

(2) 事務委員会の審議経過について

事務委員会の審議経過について、事務局から報告があった。

(3) 第 55 回企業長・事務局長経営会議について

第 55 回企業長・事務局長経営会議は、関東地区協議会の神奈川県内広域水道企業団を開催地事務局として、横浜ベイホテル東急において、令和 6 年 11 月 13 日、14 日に開催することについて、事務局から報告があった。

(4) 会員提出問題（案）について

3 月 11 日に行われた国土交通省・厚生労働省との協議内容について、事務局から報告があり、協議内容を踏まえた要望（案）が阪神水道企業団より示された。

議 題

(1) 令和 6 年度事業計画（案）並びに同歳入歳出予算（案）について

令和 6 年度事業計画（案）並びに同歳入歳出予算（案）について事務局から説明があり、原案どおり承認された。

(2) 会長表彰者の選考について

令和 5 年 12 月に実施した会長表彰者の推薦に関する調査結果について、事務局から説明があった。併せて、全国水道企業団協議会会長より日本水道協会前総務部長の大貫氏、前調査部長の玉野井氏を功労賞及び特別会員に推薦する旨の提案があった。

審議の結果、大貫氏、玉野井氏の功労賞受賞及び特別会員への入会が承認され、調査結果と合わせて功労賞 6 名、特別賞 20 名が決定した。

(4) 第 68 回総会について

第 68 回総会の開催要領について事務局から説明があり、原案どおり承認された。

(5) 第 69 回総会の開催地について

第 69 回総会について、北海道地区協議会の十勝中部広域水道企業団を開催地とすることが承認された。

4. 企業長・事務局長経営会議

企業長・事務局長経営会議は、企業団の健全な発展のため、経営、労務等の諸問題をはじめ、広域水道に関する情報交換を行うもので、昭和 45 年から開催している。

令和 5 年度の第 54 回企業長・事務局長経営会議は、9 月 28 日、29 日に、静岡県大井川広域水道企業団（中部地区協議会）を開催地事務局として、静岡県静岡市「ホテルグランヒルズ静岡」において、41 団体 85 名の出席を得て開催した。

○第 1 日目（9 月 28 日）

懇談事項

1. 急激な物価上昇への対応について
2. 公務員離れに伴う新規採用職員の募集について
3. 非常用発電設備の燃料管理について
4. 工事の一時中止に伴う増加費用分の負担について
5. 水需要予測における新型コロナウイルス感染拡大の影響について
6. 構造物の耐震診断の実施状況及び診断結果への対応について
7. 災害時における現金の引出し、支払いと運営上最低限必要な資金の想定について
8. 水道料金における大口使用者に対する割引制度について
9. 内面ライニング材の剥離による通水障害について
10. 水道管路の更新事業費の縮減について
11. 随意契約による点検・修繕に係る見積額の妥当性について

講演

「令和 4 年台風 15 号被災時の応急給水活動について」

静岡市上下水道局経営管理部 上下水道危機管理課長 森本 徹 氏

○第 2 日目（9 月 29 日）

視 察 静岡県地震防災センター 他

5. 事務委員会及び専門委員会

事務委員会及び専門委員会は、経営、事務をはじめとした各正会員に共通する諸問題について調査研究を行うほか、関連事項の実態調査を行っている。また、委員会において行った調査研究結果を、毎年「事務委員長報告」としてまとめ、全正会員に配布している。

○第 101 回事務委員会（令和 5 年 7 月 27 日 日本水道協会 8 階「第 4 会議室」）

議 題

(1) 令和 5 年度事務委員長報告における審議項目について

令和 5 年度における正会員対象の実態調査について、次のとおり調査項目が提案された。

1. 広域水道での DX の取組状況等について
2. 水道料金における大口使用者に対する割引制度について
3. 水道企業団における公民連携の取組状況について
4. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入と財源について
5. 水道管路の更新事業費の縮減について
6. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の活用について

以上 6 項目が提案され、審議の結果、「1. 広域水道での DX の取組状況等について」、「4. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入と財源について」の 2 項目に精査した上で、専門委員会に付託することが決定された。

(2) 第 102 回事務委員会・第 89 回専門委員会合同会議の開催について

第 102 回事務委員会・第 89 回専門委員会について、青森県八戸市で開催することが提案され、原案どおり承認された。

○第 88 回専門委員会（令和 5 年 10 月 5 日 日本水道協会 8 階「第 6 会議室」）

議 題

(1) 令和 5 年度における実態調査項目の審議について

事務委員会から付託された項目について、次のとおり調査を実施することとした。

1. 広域水道での DX の取組状況等について（八戸圏域水道企業団）

（提案理由）

日本の水道事業は、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化、職員数の減少などの深刻な課題に直面しており、これまで以上に業務の効率化、コストの縮減を図る必要がある。これらの課題を解決する方策の 1 つとして、DX が推奨されているところである。

広域で水道事業を行う水道企業団において、DX を活用することは「ヒト・モノ・カネ」の面において市町村経営の水道事業以上に大きなメリットを見出すことができると考えられ、更なる技術の活用が期待される。

当企業団では工事の施工情報システムやスマートメーターの導入可能性を探るべく実証実験を行っているが、厳しい経営環境や人材不足を考慮すると、更なる技術の活用が喫緊の課題であると認識している。

しかしながら、水道事業への DX の活用について、厚生労働省及び総務省 HP での事例紹介はあるが、導入に至った事例のみの掲載であり、導入後の情報など検討段階で必要な情報が乏しいのが実情である。

そこで、導入に至るまで解決すべきテーマ・課題やその解決方法、導入に向けて検討したが廃止した事例、導入後改良した事例、諸コスト、現在導入に向けて検討中の事例等について、ご教示いただきたい。

2. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入と財源について（岡山県南部水道企業団）

（提案理由）

当企業団の令和 4 年度決算における動力費は前年度と比較して 1.5 倍程度の増加となり、収益的支出に対する割合は約 25%を占めており、大きな負担となっている。

当企業団では設備の更新時に高効率ポンプや高効率モータ、インバータ等の省エネ機器を導入することを検討しているが、国の補助制度については期間の問題や要件等が合わないなど、財源の確保に苦慮している。

また、再生可能エネルギーの導入もひとつの選択肢だが、費用対効果の面で疑問があり検討が進んでいない。

政府の基本方針 2023 では、2050 年二酸化炭素排出実質ゼロが掲げられ、地方公共団体にも地球温暖化対策の実行計画の策定と実施を求め、2030 年度には 2013 年度比で 46%削減が明記されている。

そこで、各団体の省エネ機器や再生可能エネルギーの導入の状況とその効果、その財源としての補助金等の活用状況等について調査し、今後の地球温暖化対策の参考としたい。

○第 102 回事務委員会・第 89 回専門委員会合同会議

(令和 6 年 2 月 16 日 八戸グランドホテル 3 階「ミヤビ」)

議 題

(1) 令和 5 年度事務委員長報告の取りまとめについて

専門委員会委員長から、正会員を対象として行った実態調査の集計結果について説明がなされ、事務委員長報告として正会員宛に送付する旨、了承された。

6. 地区協議会事務担当者連絡会議

地区協議会の円滑な事業運営、並びに相互の連絡や交流を図ることを目的として、第 28 回地区協議会事務担当者連絡会議を、令和 5 年 12 月 7 日、8 日に福岡県福岡市、西鉄グランドホテルにおいて開催した。

第 1 日目 (12 月 7 日)

報告事項

- (1) 令和 5 年度地区協議会交付金について
- (2) 令和 5 年度全国水道企業団協議会主要行事の実施状況及び令和 6 年度全国水道企業団協議会主要行事の概要等について
- (3) 令和 5 年度各地区協議会主要行事の実施状況及び令和 6 年度各地区協議会主要行事の概要等について
- (4) 全国水道企業団協議会第 68 回総会について

第 2 日目 (12 月 8 日)

視 察 福岡市水道局乙金浄水場 他
(第 68 回総会視察コース先)

7. 企業団協議会報

企業団協議会会報は、会員間のコミュニケーションを図ることを目的として、昭和 60 年から年 2 回発行している。

令和 5 年度は 10 月と 3 月に発行した。

○第 76 号(10 月)

- ・全国水道企業団協議会第 67 回総会記録
- ・会員ニュース

- (1) 「災害対応・人事交流強化へ」福岡県南広域水道企業団
- (2) 「50 周年を記念しロゴマーク作成」福岡地区水道企業団
- (3) 「災害時対応強化へ鋼管協と協定」阪神水道企業団
- (4) 「田川（企）、妙高市が受賞 優良公営企業表彰」田川広域水道企業団

- (5) 「来年4月に3市域料金改定へ」かずさ水道広域連合企業団
- (6) 「CNとレジリエンス強化 水道初ゼロカーボンドライブ」大阪広域水道企業団
- (7) 「創立50周年で記念式典」西播磨水道企業団
- ・本協議会記事

○第77号（3月）

- ・令和6年度水道関係政府予算（案）及び水道行政移管後の組織体制
- ・会員ニュース
 - (1) 「日本初浸透圧発電の実用化へ」福岡地区水道企業団
 - (2) 「他者の教訓計画に生かす」岩手中部水道企業団
 - (3) 「小学生向け教材動画が完成」福岡地区水道企業団
 - (4) 「スマメ実証実験を開始」大阪広域水道企業団
 - (5) 「柳井地域 経営統合へ」柳井地域広域水道企業団
- ・本協議会記事

8. 地区協議会総会

北海道地区協議会	4月 書面審議
東北地区協議会	4月27日、28日（福島県いわき市）
関東地区協議会	4月21日（東京都千代田区）
中部地区協議会	4月27日、28日（愛知県丹羽郡大口町）
関西地区協議会	4月26日（滋賀県東近江市）
中国四国地区協議会	4月17日（山口県柳井市）
九州地区協議会	4月20日、21日（福岡県福岡市）

9. 発行印刷物

前述の「事務委員長報告」、「会報」以外の印刷物として、「会員名簿」、「組織調査表」「全国水道企業団協議会リーフレット」を発行した。

10. 陳 情

第67回総会において陳情と決議された会員提出問題は、陳情の時期、方法等が会長一任となったことから、令和5年7月14日に開催された第190回役員会において陳情文案等を審議するとともに、同役員会終了後、出席役員全員により関係国会議員及び各省庁（厚生労働省、総務省、国土交通省、経済産業省、環境省）の幹部に対して陳情を実施した。なお、財務省及び内閣府については、後日、事務局により陳情を実施した。

<陳情内容 令和5年7月14日実施>

(1) 関係国会議員あて

1. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について

水道事業に対する予算額を十分に確保し、満額交付を継続すること。また、当該年度予算での交付及び交付決定時期の早期化を図ること。

【水道水源開発等施設整備費関係】

- (1) 水道水源開発施設整備費において、補助率の大幅な引き上げ及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。また、ダムの大規模改修に対する施設整備費を対象事業とすること。
- (2) 水道施設機能維持整備費において、既存自家発電設備の改良や水道施設の覆蓋化を対象とする等、対象事業の拡充及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (3) 高度浄水施設等整備費において、対象事業の拡充を図ること。また、紫外線設備導入における濁度及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。

【生活基盤施設耐震化等交付金】

- (1) 生活基盤施設耐震化等交付金における補助率の大幅な引き上げ及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (2) 高度浄水施設等整備費において、対象事業の拡充を図ること。また、紫外線設備導入における濁度及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (3) 基幹水道構造物の耐震化事業に対する対象事業の拡充及び資本単価要件等の採択基準の撤廃又は緩和、交付率の引き上げを図ること。また、基幹水道構造物の耐震化事業と併せて実施する長寿命化工事（防食塗装等）についても、対象事業とすること。
- (4) 老朽管更新事業及び水道管路緊急改善事業において、採択基準の撤廃又は緩和、交付率の引き上げを図ること。また、老朽管更新事業において、時限措置の撤廃及び布設後 20 年以上経過した鋼管を対象とすること。
- (5) 広域化事業において、地域の実情を踏まえ、広域化が促進されるよう、資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和するとともに、統合事務所の整備費用を対象とする等、対象事業の拡大及び交付率の引き上げを図ること。また、事業統合や経営一体化の要件を緩和し、令和 16 年度までの時限措置を撤廃すること。
- (6) 運営基盤強化等事業において、事業の最終年度に 2 か年分交付される交付金について、交付期間を 1 年延伸し、1 か年ずつ交付すること。また、対象となる撤去費について、新設する施設数と同数以下という要件を撤廃すること。

(理 由)

水道事業者は、安全で安定した水道水の供給を確保するため、水源の開発に取り組むとともに、水道施設の整備拡充、維持管理体制の効率化及び新技術の開発等に鋭意努力している。

一方、安全で良質な水道水の確保、災害時の給水確保等、水道に対する住民のニーズは、従前にも増して一層高度化、多様化してきている。さらに、人口減少に伴う料金収入の減収による収益構造の悪化や水道事業に携わる職員数が減少するなか、改正水道法において、長期的な視点による水道の基盤強化が求められている。

また、水道事業者は、質、量の両面にわたる給水サービスの向上を図り、強靱で持続可能な真に信頼される水道を構築していくために、施設の計画的な更新及び市町村の行政区域を越えた広域化の推進等に取り組まなければならない。

これらの事業の実施には多額の資金が必要となるが、国からの持続的かつ安定的な財政支援が不可欠である。

よって、水道事業の健全経営を確保し、これらの事業の円滑・確実な推進を図るため、水道事業に対する関係予算を十分に確保するとともに、水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等を国に対して強く要望する。

2. 水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立について

(要望事項)

- (1) 水源・取水施設、浄水施設、導送配水施設等における、水道基幹施設の長寿命化事業、更新再構築事業、並びに廃止施設（既に廃止した施設や災害等により廃止となった施設を含む。）の撤去事業に対する財政支援制度を創設すること。
- (2) 水道事業者の施設を廃止して水道用水供給事業者の施設を増強（バックアップの為に送水施設等を含む。）することにより、施設を再構築する場合の財政支援制度を創設すること。
- (3) 広域化を既に行っている水道事業者が実施する既存施設の更新・耐震化事業を対象とする新たな財政支援制度を創設すること。

(理由)

水道事業者は、これまで安全で安定した水道水の供給を確保するため、水道施設の整備を進めてきたが、建設後相当の年数を経過していることから、その施設の多くが更新・再構築の時期を迎えている。

さらに、新たな水質問題への対応や、自然災害に対する強靱な水道施設の整備、水需要の減少に伴う施設の統廃合等、緊急かつ重要な課題に対応していくことに加え、改正水道法において水道の基盤強化が求められている。

しかしながら、これら様々なニーズへの対応を踏まえた施設の更新・再構築は、莫大な事業費を要する一方で、その資金を水道事業者が独自で負担することは、経営に及ぼす影響が大きく、健全な事業の実施は極めて困難な状況である。

このような状況のなかで、令和2年度には生活基盤施設耐震化等交付金において、事業の縮小に伴う施設の統合整備を行う水道施設再編推進事業が創設されたが、対象事業は、限定的なものである。

また、地震や水害等の被害により、復旧が困難となり廃止となった水道施設の撤去費用については水道施設再編推進事業や災害復旧事業の対象とされていない。

よって、水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立を国に対して強く要望する。

3. 水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等について

(要望事項)

- (1) 先端技術を活用したシステム導入等の検討・構想から実施に要する費用について広く補助の対象とすること。
- (2) 水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の採択基準にある「業務の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現」について、その対象事業を明確にすること。

(理 由)

水道事業では、水需要の減少に伴う給水収益や職員数の減少に対応するため、これまで官民連携の手法等を活用し、効率的な事業運営を進めてきたところであるが、将来は人口減少に伴い、官民共に技術者の採用が困難になることが想定されることから、IoT/ICT 技術を活用した更なる効率的な事業運営や、水道技術のノウハウの蓄積等が必要となっている。

とりわけ、取水から浄水までの一体的な運用の検討に当たっては、各団体で別々のシステムを一元的に管理するシステムの導入、AI を活用した日々の効率的な水運用計画策定など先端技術を活用した多様な手法、費用対効果の検証が求められる。

よって、水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等を国に対して強く要望する。

4. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について

(要望事項)

- (1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金における上下水道・ダム施設の省 CO₂改修支援事業について、省エネルギー・再生可能エネルギーにおける個々の施設・設備に係る補助要件を撤廃し、地球温暖化対策実行計画を策定し、事業全体で、温室効果ガス削減に取り組む団体に優先的に補助するなど、弾力的な制度運用が可能となる制度へ見直すこと。
- (2) 地方公営企業における脱炭素化推進事業にかかる地方財政措置について、地球温暖化対策実行計画に基づき、取り組みを推進している一部事務組合についても、確実に地方財政措置が受けられるよう地方交付税措置率の拡充又は一部事務組合に直接交付する制度を創設すること。

(理 由)

環境省では、水道事業における対策促進施策として「業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) 化・省 CO₂促進事業のうち上下水道・ダム施設の省 CO₂改修支援事業」として、再生可能エネルギー設備や省エネ設備等の導入等に財政支援を行っている。

しかしながら、同支援事業の要件（削減効果、実施期間など）に該当しないために、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の補助申請を断念せざるを得ないケースがあり、柔軟な制度運用とはなっていない。

また、地方公営企業における脱炭素化推進事業にかかる地方財政措置についても、地方公共団体を対象としているため、一部事務組合では支援が受けられない状況となっている。

国が「2050 年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現、2030 年度には対 2013 年度比で温室効果ガスの 46%削減」を掲げている中、水道事業者は、全国の電力の約 1 %を消費するエネルギー消費 (CO₂排出) 産業の側面を有しており、より一層エネルギー消費削減に向けた省エネ対策等の促進が求められている。

よって、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用を国に

対して強く要望する。

5. 地方公営企業繰出制度の義務化及び拡充等について

(要望事項)

- (1) 地方公営企業繰出金通知に掲げられた事業等に対する一般会計からの繰出しが確実に実施されるよう地方交付税措置率の拡充や繰出の義務化を図ること又は一部事務組合に対し、直接的な財政措置により支援をおこなう制度を創設すること。
- (2) 令和5年度までの時限措置となっている管路耐震化事業に係る地方財政措置を確実に延長するとともに、水道用水供給事業者を対象に加えるなど、制度の拡充を図ること。

(理由)

水道事業は施設の老朽化対策、東日本大震災を踏まえた危機管理対策等の喫緊の課題に加え、順次耐用年数を迎える水道管路等の更新を控え、整備需要は増大傾向にある。一方で、これらの財源となる料金収入は、人口減少社会の到来等による給水量の減少に伴う減収が見込まれており、厳しい経営環境にある。

さらに、安全で良質な水道水の安定供給を確保するため、施設の建設・改良や震災対策事業の推進等には多額の資金を必要とし、この財源の多くを起債に依存せざるを得ないことから、その元利償還金は水道財政を圧迫しており、水道事業の健全な経営に大きな影響を及ぼしている。

こうした中、地方公営企業繰出制度については、地方公営企業法に定める経営に関する基本原則を堅持しながらも、地方公営企業の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画に計上されており、総務省でも、毎年、繰出しの基本的な考え方を示し、地方公営企業の実態に即しながら運営するよう要請している。

しかしながら、一般会計に対して、繰出基準でメニュー化された事業に対する繰出金の拠出を求めても、一般会計の財政状況が厳しいことを理由に見送られている実情がある。

よって、水道事業の健全な経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、地方公営企業繰出制度の義務化及び拡充等を国に対して強く要望する。

6. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活について

(要望事項)

- (1) 公的資金補償金免除繰上償還制度を復活すること。

なお、制度復活に際して、次の要件を満たすものとする。

- ① 許可要件となっている資本費、将来負担比率等を緩和すること。
- ② 対象となる公営企業債の範囲を拡大し、年利率5%未満の企業債についても対象とすること。
- ③ 繰上償還を行った財政融資資金の対象となっている事業に対する財政融資資金における新規貸付停止の要件を撤廃すること。
- ④ 財政健全化・公営企業経営健全化へ向けた計画策定及び実施の要件を撤廃するとともに、申請手続きの簡素化を図ること。

- (2) 公営企業借換債制度を復活すること。

(理 由)

水道事業者は、起債を主な財源として水道施設の整備拡充を行ってきたため、その元利償還金が水道事業にとって大きな負担となっている。特に、過去に借入れた高金利既往債が、この負担を一層大きくしている。

こうした状況の中、繰上償還については、政府資金は平成 19 年度から 3 年間、旧公営企業金融公庫資金は平成 19 年度から 2 年間、一定の経営改革を実施する地方公営企業を対象に補償金を免除する特例措置が講じられた。さらに、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間についても制度の継続がなされ、財政上の負担軽減につながる非常に有用な制度であった。

なお、平成 25 年度に限り、東日本大震災の特定被災地方公共団体を対象に補償金免除繰上償還及び借換債発行ができることとされたが、対象となる資金は年利率 4 %以上の旧公営企業金融公庫資金のみと限定的なものであった。

また、平成 30 年度からは、令和 3 年度までの時限措置として、上下水道事業について公共施設等運営権の設定に係る実施方針条例の制定等、一定の要件を満たした地方公共団体に限り、補償金免除繰上償還が制度化されているが、これも限定的なものである。

よって、水道事業の健全な経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活を国に対して強く要望する。

7. 水道施設の災害対策事業に対する財政支援について

(要望事項)

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を踏まえた対策事業の更なる加速化・深化を図るためには、地域における影響度などの重要性を採択基準に設定するなど、積極的な財政支援強化の仕組みを構築すること。
- (2) 管路のループ化・多重化（バイパス管等）等、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とすること。

(理 由)

水道は住民生活や都市活動を支える重要な基盤施設であり、大規模地震等の災害が発生した場合においても、ライフラインとして必要な水を供給することが水道事業者に求められている。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等では水道施設にも甚大な被害が生じ、長期間にわたり住民生活や都市活動に重大な支障を来した。

近年、このような自然災害が頻発かつ激甚化しており、これら災害発生時においても、重要インフラがその機能を維持できるよう、平成 30 年度から令和 2 年度の 3 か年の集中的緊急対策として「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が策定された。また、令和 3 年度からは、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」が策定され、引き続き、重要インフラを担う水道事業としても災害に対し万全に備えるための対策について、加速化・深化を図ることが急務となっているが、採択基準の制約等により、十分に事業が進んでいないことが課題となっている。

このような中、令和 5 年度において、河川を横断する導水管・送水管の複線化に対する事業が創設されたところであるが、災害対策に要する事業費は、水道事業経営に及ぼす影響も非常

に大きく、また、その効果は広く地域の防災機能の強化に寄与するものであることから、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とするなど、水道事業者への持続的かつ安定的な財政支援が必要である。

よって、水道施設の災害対策事業に対する財政支援を国に対して強く要望する。

8. 水利権制度の柔軟な運用について

(要望事項)

- (1) 水利権の許可に当たり、水道事業者がこれまで投資して取得した水道水源（ダム使用权等）や水道施設を最大限有効に、かつ、安定して利用し続けられるよう、水需要見合いで画一的に「水利権の減量」がなされないよう配慮すること。
- (2) 水利権の許可に当たり、工事時や緊急時のバックアップを考慮した水量が得られるよう、または複数の取水地点がある場合は、開発水量の範囲内でそれぞれ相互補完が可能となるよう配慮すること。
- (3) 渇水時のみならず、地震等の災害時や大規模な水質事故時等においても、時間を要する水利使用許可の手続きを経ることなく、特例的に水道事業者間の水融通が可能となるよう配慮すること。
- (4) 水道事業者間または他事業者間の水融通は、災害や水質事故時のみならず施設の効率的利用等事業の再構築に有効と考えられることから、柔軟な運用を図ること。
- (5) 広域化の一施策としての施設の共同設置・共同利用、上流取水の促進という観点において、関係機関が連携を図り、水道施設の規模の縮小や統廃合に伴い減量もしくは廃止される水利権の活用が図られるよう支援すること。

(理由)

河川法では、申請者の水需要に見合った水利使用許可を原則としているが、全国的な給水人口の減少傾向等により給水量の減少が予想されるため、今後、水利権も減量されることが懸念される。

しかしながら、許可水利権を得ている水道事業者にとって、水利権は水道事業経営の根幹をなすものであり、既得の水利権水量を安定給水のための施設整備や水運用の前提としている。多くの水道事業者は水利権を確保するため、ダム建設等に多額の費用を投じ、それを最終的には水道使用者の料金から回収しており、水利権は、いわば水道使用者の財産ともいえるものである。

また、水利権は厳格な手続きを踏んで許可されるのが原則であり、河川法に基づく水利権制度では、渇水時の特例を除いて水融通は認められていない。

地震等の災害や大規模な水質事故等の発生時には、社会経済的な損失の大きい減断水を回避するため、河川管理者においても河川法の原則の範囲で配慮がなされているところであるが、緊急時には、特に水道事業者間における水融通が有効な方策と考えられる。

さらに、水道事業の広域連携に関する取組が積極的に行われているが、広域連携の形態が多様化することに関連して、水利権問題も複雑化することが予想され、水利権制度の硬直性が広域連携の推進を妨げることが懸念される。

広域化の一施策としての施設の共同設置・共同利用、上流取水の促進という観点において、

施設規模の縮小や統廃合に伴い水利権の減量又は廃止が生じる場合に、他水道事業者が減量等をされる水利権を活用することができれば、水運用の効率化だけでなく、災害・事故時の対応力の向上や、費用や環境負荷の軽減など有効な効果が期待できる。

よって、水利権制度の柔軟な運用を国に対して強く要望する。

9. 水源地域における関係機関の連携及び行財政支援について

(要望事項)

- (1) 流域水循環計画として認定された計画に基づき実施する事業については、交付金制度の拡充を図り、交付額及び対象事業の拡大等により、さらなる施策推進に向けた措置を講じること。
- (2) 水源地におけるダムの堆積土砂対策事業について、国庫補助制度を創設する等、財政上必要な措置を講じること。

(理由)

ダムに水源を求めた水道事業者は、多額の建設費用を負担するとともに、ダム完成後も多額の維持管理費を負担している。

一方で、ダム上流域の森林では、所有区分毎に管理者が混在し、総合的な治山・涵養事業の実施が進んでいないことから、土砂流入に歯止めがかからず、ダムにおける堆積土砂の問題は、全国的な課題となっている。

この課題を解決するためには、土砂生産域たる山地・森林の各管理者の連携はもちろんのこと、山地・森林、ダム、河川、海岸に至るまで、流域の水循環を総合的かつ一体的に管理すべく各管理者の連携・協力が必須である。

また、令和2年に策定された「水循環基本計画」を踏まえ、水循環に関する施策を推進するための「流域水循環計画」が策定されているところである。水道事業は、健全な水循環の維持又は回復に深く関わっているため、水利用における自主的な管理、効率的かつ安定的な水源の確保等に努めるとともに環境負荷低減に取り組むことも重要である。

よって、水源地域における関係機関の連携及び行財政支援を国に対して強く要望する。

10. 新規の地下水利用専用水道の揚水規制等に係る法整備について

(要望事項)

新規に設置する地下水利用専用水道に対して、地下水の揚水量等を規制する法整備を図ること。

(理由)

昨今、水道事業を取り巻く環境は変わりつつあり、給水人口が伸びている地域においても、節水機器の普及等により、有収水量は給水人口増に見合った増加となっていない。また、経費節減を目的とした、地下水との併用による水道水をバックアップとして使用する手法が近年増加しており、特に大口使用者の地下水利用は、水道事業における経営状況のみならず事業運営全般に多大な影響を及ぼしている。

地下水の併用に伴い、水道水を常時使用しない場合は、滞留により水質が悪化する一方、水道水を使用した場合は流速の急激な変化に伴い、周辺地域に濁り水が発生する恐れがある。

また、水道事業者にとって大口使用者の地下水利用は、給水量の減少に伴う給水収益の減収に繋がり、大口使用者のための過大な水道施設に係る固定費の多くが未回収となり、その減収分が他の水道使用者に転嫁される懸念がある。

よって、地下水の公共利用のあり方の観点から、水道事業の給水区域内における新規の地下水利用専用水道の揚水規制等に係る法整備を国に対して強く要望する。

1 1. 電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等について

(要望事項)

- (1) 令和5年9月で終了予定の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による電気料金を対象とする支援策を継続・拡充すること。また、特別高圧受電も含めた全ての電力需給契約を対象とした継続的な支援制度とすること。
- (2) 交付先が普通地方公共団体に限定されている「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)について、交付額を引き上げるとともに、一部事務組合へ直接交付可能な仕組みを創設すること。
- (3) 電気料金の高騰による負担軽減を図るための補助制度を創設すること。
- (4) 水道事業の電気料金高騰に対する地方交付税措置を設定するとともに地方公営企業繰出金に係る繰出基準に追加すること。

(理由)

水道事業及び水道用水供給事業は、導送配水や浄水処理において多くの電力を必要とする事業形態であるため、現在、燃料価格の上昇などにより電気料金が高騰し、事業経費が大幅に増加している。

こうした中、「政府の総合経済対策」に伴う令和4年度第2次補正予算においてエネルギー関連を対象とした「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による支援策が盛り込まれてはいるものの、補助額が十分ではなく、特別高圧の電力が対象となっていない。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として創設された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の対象に地方公営企業も対象であるとの通知がなされたが、普通地方公共団体への交付となるため、複数の構成団体を有する一部事務組合においては、交付限度額の制約がある中で、各構成団体との協議を要するなど、実質的な活用が難しい状況である。

これまで電力消費の抑制を図るとともに、経費節減に努めてきたが、今回のような電気料金の高騰による電気料金の負担増は、経営努力だけでは到底賄い切れないものであり、このまま電気料金が高水準で推移した場合には、水道料金に転嫁せざるを得ない事態となって、市民生活や地域経済の負担増を招くことに繋がりがかねない。

よって、電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等を国に対して強く要望する。

1 2. 放射性物質濃度が基準値以下となっている浄水発生土の適正な再利用について

(要望事項)

浄水発生土の処分について、原子力発電所からの廃棄物のクリアランスレベル以下であるものに対して、再利用のための受け入れを行うよう民間事業者に働きかけること。

(理 由)

水道事業においては、浄水発生土の大部分が園芸用土等に再利用されている。しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故後、放射性物質濃度の増加に伴い、事故前に契約していた民間事業者への受け入れができなくなり、事故後に発生した浄水発生土については仮置き保管や最終処分を余儀なくされた。

現在、基準値以下の浄水発生土については、再利用が可能とされているところではあるが、クリアランスレベル以下であるにも関わらず、受け入れを拒絶される事例があり、事故前に行っていた再利用への移行が円滑に進んでいない。安全性が確認できる基準値以下の浄水発生土については、可能な限り再利用できることが望ましく、国が民間事業者に働きかけを行うことが重要である。

よって、放射性物質濃度が基準値以下となっている浄水発生土の適正な再利用の推進について民間事業者に働きかけることを国に対して強く要望する。

(2) 厚生労働省あて

1. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について

水道事業に対する予算額を十分に確保し、満額交付を継続すること。また、当該年度予算での交付及び交付決定時期の早期化を図ること。

【水道水源開発等施設整備費関係】

- (1) 水道水源開発施設整備費において、補助率の大幅な引き上げ及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。また、ダムの大規模改修に対する施設整備費を対象事業とすること。
- (2) 水道施設機能維持整備費において、既存自家発電設備の改良や水道施設の覆蓋化を対象とする等、対象事業の拡充及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (3) 高度浄水施設等整備費において、対象事業の拡充を図ること。また、紫外線設備導入における濁度及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。

【生活基盤施設耐震化等交付金】

- (1) 生活基盤施設耐震化等交付金における補助率の大幅な引き上げ及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (2) 高度浄水施設等整備費において、対象事業の拡充を図ること。また、紫外線設備導入における濁度及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (3) 基幹水道構造物の耐震化事業に対する対象事業の拡充及び資本単価要件等の採択基準の撤廃又は緩和、交付率の引き上げを図ること。また、基幹水道構造物の耐震化事業と併せて実施する長寿命化工事（防食塗装等）についても、対象事業とすること。
- (4) 老朽管更新事業及び水道管路緊急改善事業において、採択基準の撤廃又は緩和、交付率の引き上げを図ること。また、老朽管更新事業において、時限措置の撤廃及び布設後 20 年以上経過した鋼管を対象とすること。
- (5) 広域化事業において、地域の実情を踏まえ、広域化が促進されるよう、資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和するとともに、統合事務所の整備費用を対象とする等、対象事

業の拡大及び交付率の引き上げを図ること。また、事業統合や経営一体化の要件を緩和し、令和16年度までの時限措置を撤廃すること。

- (6) 運営基盤強化等事業において、事業の最終年度に2か年分交付される交付金について、交付期間を1年延伸し、1か年ずつ交付すること。また、対象となる撤去費について、新設する施設数と同数以下という要件を撤廃すること。

(理由)

水道事業者は、安全で安定した水道水の供給を確保するため、水源の開発に取り組むとともに、水道施設の整備拡充、維持管理体制の効率化及び新技術の開発等に鋭意努力している。

一方、安全で良質な水道水の確保、災害時の給水確保等、水道に対する住民のニーズは、従前にも増して一層高度化、多様化してきている。さらに、人口減少に伴う料金収入の減収による収益構造の悪化や水道事業に携わる職員数が減少するなか、改正水道法において、長期的な視点による水道の基盤強化が求められている。

また、水道事業者は、質、量の両面にわたる給水サービスの向上を図り、強靱で持続可能な真に信頼される水道を構築していくために、施設の計画的な更新及び市町村の行政区域を越えた広域化の推進等に取り組まなければならない。

これらの事業の実施には多額の資金が必要となるが、国からの持続的かつ安定的な財政支援が不可欠である。

よって、水道事業の健全経営を確保し、これらの事業の円滑・確実な推進を図るため、水道事業に対する関係予算を十分に確保するとともに、水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等を国に対して強く要望する。

2. 水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立について

(要望事項)

- (1) 水源・取水施設、浄水施設、導送配水施設等における、水道基幹施設の長寿命化事業、更新再構築事業、並びに廃止施設（既に廃止した施設や災害等により廃止となった施設を含む。）の撤去事業に対する財政支援制度を創設すること。
- (2) 水道事業者の施設を廃止して水道用水供給事業者の施設を増強（バックアップの為に送水施設等を含む。）することにより、施設を再構築する場合の財政支援制度を創設すること。
- (3) 広域化を既に行っている水道事業者が実施する既存施設の更新・耐震化事業を対象とする新たな財政支援制度を創設すること。

(理由)

水道事業者は、これまで安全で安定した水道水の供給を確保するため、水道施設の整備を進めてきたが、建設後相当の年数を経過していることから、その施設の多くが更新・再構築の時期を迎えている。

さらに、新たな水質問題への対応や、自然災害に対する強靱な水道施設の整備、水需要の減少に伴う施設の統廃合等、緊急かつ重要な課題に対応していくことに加え、改正水道法において水道の基盤強化が求められている。

しかしながら、これら様々なニーズへの対応を踏まえた施設の更新・再構築は、莫大な事業

費を要する一方で、その資金を水道事業者が独自で負担することは、経営に及ぼす影響が大きく、健全な事業の実施は極めて困難な状況である。

このような状況のなかで、令和２年度には生活基盤施設耐震化等交付金において、事業の縮小に伴う施設の統合整備を行う水道施設再編推進事業が創設されたが、対象事業は、限定的なものである。

また、地震や水害等の被害により、復旧が困難となり廃止となった水道施設の撤去費用については水道施設再編推進事業や災害復旧事業の対象とされていない。

よって、水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立を国に対して強く要望する。

３．水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等について

（要望事項）

- （１） 先端技術を活用したシステム導入等の検討・構想から実施に要する費用について広く補助の対象とすること。
- （２） 水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の採択基準にある「業務の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現」について、その対象事業を明確にすること。

（理 由）

水道事業では、水需要の減少に伴う給水収益や職員数の減少に対応するため、これまで官民連携の手法等を活用し、効率的な事業運営を進めてきたところであるが、将来は人口減少に伴い、官民共に技術者の採用が困難になることが想定されることから、IoT/ICT 技術を活用した更なる効率的な事業運営や、水道技術のノウハウの蓄積等が必要となっている。

とりわけ、取水から浄水までの一体的な運用の検討に当たっては、各団体で別々のシステムを一元的に管理するシステムの導入、AI を活用した日々の効率的な水運用計画策定など先端技術を活用した多様な手法、費用対効果の検証が求められる。

よって、水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等を国に対して強く要望する。

４．省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について

（要望事項）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金における上下水道・ダム施設の省 CO₂改修支援事業について、省エネルギー・再生可能エネルギーにおける個々の施設・設備に係る補助要件を撤廃し、地球温暖化対策実行計画を策定し、事業全体で、温室効果ガス削減に取り組む団体に優先的に補助するなど、弾力的な制度運用が可能となる制度へ見直すこと。

（理 由）

水道事業における対策促進施策として「業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省 CO₂促進事業のうち上下水道・ダム施設の省 CO₂改修支援事業」として、再生可能エネルギー設備や省エネ設備等の導入等に財政支援を行っている。

しかしながら、同支援事業の要件（削減効果、実施期間など）に該当しないために、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の補助申請を断念せざるを得ないケースがあり、柔

軟な制度運用とはなっていない。

国が「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現、2030年度には対2013年度比で温室効果ガスの46%削減」を掲げている中、水道事業者は、全国の電力の約1%を消費するエネルギー消費（CO₂排出）産業の側面を有しており、より一層エネルギー消費削減に向けた省エネ対策等の促進が求められている。

よって、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用を国に対して強く要望する。

5. 水道施設の災害対策事業に対する財政支援について

（要望事項）

（1） 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた対策事業の更なる加速化・深化を図るためには、地域における影響度などの重要性を採択基準に設定するなど、積極的な財政支援強化の仕組みを構築すること。

（2） 管路のループ化・多重化（バイパス管等）等、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とすること。

（理 由）

水道は住民生活や都市活動を支える重要な基盤施設であり、大規模地震等の災害が発生した場合においても、ライフラインとして必要な水を供給することが水道事業者に求められている。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等では水道施設にも甚大な被害が生じ、長期間にわたり住民生活や都市活動に重大な支障を来した。

近年、このような自然災害が頻発かつ激甚化しており、これら災害発生時においても、重要インフラがその機能を維持できるよう、平成30年度から令和2年度の3か年の集中的緊急対策として「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が策定された。また、令和3年度からは、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が策定され、引き続き、重要インフラを担う水道事業としても災害に対し万全に備えるための対策について、加速化・深化を図ることが急務となっているが、採択基準の制約等により、十分に事業が進んでいないことが課題となっている。

このような中、令和5年度において、河川を横断する導水管・送水管の複線化に対する事業が創設されたところであるが、災害対策に要する事業費は、水道事業経営に及ぼす影響も非常に大きく、また、その効果は広く地域の防災機能の強化に寄与するものであることから、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とするなど、水道事業者への持続的かつ安定的な財政支援が必要である。

よって、水道施設の災害対策事業に対する財政支援を国に対して強く要望する。

6. 水利権制度の柔軟な運用について

（要望事項）

（1） 水利権の許可に当たり、水道事業者がこれまで投資して取得した水道水源（ダム使用权等）や水道施設を最大限有効に、かつ、安定して利用し続けられるよう、水需要見合いで

画一的に「水利権の減量」がなされないよう配慮すること。

- (2) 水利権の許可に当たり、工事時や緊急時のバックアップを考慮した水量が得られるよう、または複数の取水地点がある場合は、開発水量の範囲内でそれぞれ相互補完が可能となるよう配慮すること。
- (3) 渇水時のみならず、地震等の災害時や大規模な水質事故時等においても、時間を要する水利使用許可の手続きを経ることなく、特例的に水道事業者間の水融通が可能となるよう配慮すること。
- (4) 水道事業者間または他事業者間の水融通は、災害や水質事故時のみならず施設の効率的利用等事業の再構築に有効と考えられることから、柔軟な運用を図ること。
- (5) 広域化の一施策としての施設の共同設置・共同利用、上流取水の促進という観点において、関係機関が連携を図り、水道施設の規模の縮小や統廃合に伴い減量もしくは廃止される水利権の活用が図られるよう支援すること。

(理 由)

河川法では、申請者の水需要に見合った水利使用許可を原則としているが、全国的な給水人口の減少傾向等により給水量の減少が予想されるため、今後、水利権も減量されることが懸念される。

しかしながら、許可水利権を得ている水道事業者にとって、水利権は水道事業経営の根幹をなすものであり、既得の水利権水量を安定給水のための施設整備や水運用の前提としている。多くの水道事業者は水利権を確保するため、ダム建設等に多額の費用を投じ、それを最終的には水道使用者の料金から回収しており、水利権は、いわば水道使用者の財産ともいえるものである。

また、水利権は厳格な手続きを踏んで許可されるのが原則であり、河川法に基づく水利権制度では、渇水時の特例を除いて水融通は認められていない。

地震等の災害や大規模な水質事故等の発生時には、社会経済的な損失の大きい減断水を回避するため、河川管理者においても河川法の原則の範囲で配慮がなされているところであるが、緊急時には、特に水道事業者間における水融通が有効な方策と考えられる。

さらに、水道事業の広域連携に関する取組が積極的に行われているが、広域連携の形態が多様化することに関連して、水利権問題も複雑化することが予想され、水利権制度の硬直性が広域連携の推進を妨げることが懸念される。

広域化の一施策としての施設の共同設置・共同利用、上流取水の促進という観点において、施設規模の縮小や統廃合に伴い水利権の減量又は廃止が生じる場合に、他水道事業者が減量等をされる水利権を活用することができれば、水運用の効率化だけでなく、災害・事故時の対応力の向上や、費用や環境負荷の軽減など有効な効果が期待できる。

よって、水利権制度の柔軟な運用を国に対して強く要望する。

7. 水源地域における関係機関の連携及び行財政支援について

(要望事項)

- (1) 流域水循環計画として認定された計画に基づき実施する事業については、交付金制度の拡充を図り、交付額及び対象事業の拡大等により、さらなる施策推進に向けた措置を講

じること。

(2) 水源地におけるダムの堆積土砂対策事業について、国庫補助制度を創設する等、財政上必要な措置を講じること。

(理 由)

ダムに水源を求めた水道事業者は、多額の建設費用を負担するとともに、ダム完成後も多額の維持管理費を負担している。

一方で、ダム上流域の森林では、所有区分毎に管理者が混在し、総合的な治山・涵養事業の実施が進んでいないことから、土砂流入に歯止めがかからず、ダムにおける堆積土砂の問題は、全国的な課題となっている。

この課題を解決するためには、土砂生産域たる山地・森林の各管理者の連携はもちろんのこと、山地・森林、ダム、河川、海岸に至るまで、流域の水循環を総合的かつ一体的に管理すべく各管理者の連携・協力が必須である。

また、令和2年に策定された「水循環基本計画」を踏まえ、水循環に関する施策を推進するための「流域水循環計画」が策定されているところである。水道事業は、健全な水循環の維持又は回復に深く関わっているため、水利用における自主的な管理、効率的かつ安定的な水源の確保等に努めるとともに環境負荷低減に取り組むことも重要である。

よって、水源地域における関係機関の連携及び行財政支援を国に対して強く要望する。

8. 新規の地下水利用専用水道の揚水規制等に係る法整備について

(要望事項)

新規に設置する地下水利用専用水道に対して、地下水の揚水量等を規制する法整備を図ること。

(理 由)

昨今、水道事業を取り巻く環境は変わりつつあり、給水人口が伸びている地域においても、節水機器の普及等により、有収水量は給水人口増に見合った増加となっていない。また、経費節減を目的とした、地下水との併用による水道水をバックアップとして使用する手法が近年増加しており、特に大口使用者の地下水利用は、水道事業における経営状況のみならず事業運営全般に多大な影響を及ぼしている。

地下水の併用に伴い、水道水を常時使用しない場合は、滞留により水質が悪化する一方、水道水を使用した場合は流速の急激な変化に伴い、周辺地域に濁り水が発生する恐れがある。

また、水道事業者にとって大口使用者の地下水利用は、給水量の減少に伴う給水収益の減収に繋がり、大口使用者のための過大な水道施設に係る固定費の多くが未回収となり、その減収分が他の水道使用者に転嫁される懸念がある。

よって、地下水の公共利用のあり方の観点から、水道事業の給水区域内における新規の地下水利用専用水道の揚水規制等に係る法整備を国に対して強く要望する。

9. 電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等について

(要望事項)

電気料金の高騰による負担軽減を図るための補助制度を創設すること。

(理 由)

水道事業及び水道用水供給事業は、導送配水や浄水処理において多くの電力を必要とする事業形態であるため、現在、燃料価格の上昇などにより電気料金が高騰し、事業経費が大幅に増加している。

こうした中、「政府の総合経済対策」に伴う令和4年度第2次補正予算においてエネルギー関連を対象とした「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による支援策が盛り込まれてはいるものの、補助額が十分ではなく、特別高圧の電力が対象となっていない。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として創設された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の対象に地方公営企業も対象であるとの通知がなされたが、普通地方公共団体への交付となるため、複数の構成団体を有する一部事務組合においては、交付限度額の制約がある中で、各構成団体との協議を要するなど、実質的な活用が難しい状況である。

これまで電力消費の抑制を図るとともに、経費節減に努めてきたが、今回のような電気料金の高騰による電気料金の負担増は、経営努力だけでは到底賄い切れないものであり、このまま電気料金が高水準で推移した場合には、水道料金に転嫁せざるを得ない事態となって、市民生活や地域経済の負担増を招くことに繋がりがかねない。

よって、電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等を国に対して強く要望する。

10. 放射性物質濃度が基準値以下となっている浄水発生土の適正な再利用について

(要望事項)

浄水発生土の処分について、原子力発電所からの廃棄物のクリアランスレベル以下であるものに対して、再利用のための受け入れを行うよう民間事業者働きかけること。

(理 由)

水道事業においては、浄水発生土の大部分が園芸用土等に再利用されている。しかしながら、平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故後、放射性物質濃度の増加に伴い、事故前に契約していた民間事業者への受け入れができなくなり、事故後に発生した浄水発生土については仮置き保管や最終処分を余儀なくされた。

現在、基準値以下の浄水発生土については、再利用が可能とされているところではあるが、クリアランスレベル以下であるにも関わらず、受け入れを拒絶される事例があり、事故前に行っていた再利用への移行が円滑に進んでいない。安全性が確認できる基準値以下の浄水発生土については、可能な限り再利用できることが望ましく、国が民間事業者働きかけを行うことが重要である。

よって、放射性物質濃度が基準値以下となっている浄水発生土の適正な再利用の推進について民間事業者働きかけることを国に対して強く要望する。

◆令和6年度水道関係予算案

(1) 水道施設整備関係予算

① 水道施設整備費

これまでの水道施設整備費補助金（公共）は、各種メニューの枠組みをそのまま「水道

施設整備費」とし、引き続き、高度浄水処理施設の整備などを補助する。

② 水道施設整備事業調査費等

水道分野における革新的技術実証事業（A-JUMP）に係る経費を新たに計上した。

③ 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費

令和6年度から水道事業が国交省へ移管されることを契機に、上下水道一体での効率的な事業実施に向け、「上下水道施設再編推進事業」、「上下水道施設耐震化推進事業」、「官民連携等基盤強化推進事業」、「上下水道 DX 推進事業」、「業務継続計画策定事業」、「汚泥資源肥料利用推進事業」を新たな補助事業として支援することとなった。

単位：百万円

区 分	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	対前年度 倍率
水道施設整備費： ・将来にわたり持続可能で強靱かつ安全な水道を実現するため、水道施設の耐災害性強化対策、水道事業の広域化、及び安全で良質な給水を確保するための施設整備等の取組を支援	16,993	17,002	0.99
水道施設整備事業調査費等： ・国が主導した実証事業等により、課題解決のための革新的な技術について、水道事業体への普及を促進する。	143	34	4.21
上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費： ・上下水道一体での効率化・基盤強化の取組を強力に進め、効率的で持続的な上下水道事業を実現する。	3,000	—	皆増
合 計	20,136	17,036	1.18

※四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

（２）防災・安全交付金

- ・「防災・安全」に関する地方公共団体が行う社会資本整備について、基幹的な事業や関連する社会資本整備、効果を促進する事業等を一体的に支援する経費として計上するもの。
- ・従前の生活基盤施設耐震化等交付金の大部分が防災・安全交付金に移行。

（新規事項）

① 取水施設の耐災害性強化

土砂災害警戒区域において土砂災害等により流出するリスクが高い取水施設に対して、土砂災害防止のための施設整備などに対する新たな補助メニューを創設。

② 管路施設の強靱化（簡易水道事業）

災害時の重要拠点として位置付けられている施設に配水する管路の耐震化に対する補助について、簡易水道事業についても補助を行うために制度を拡充。

<令和5年度補正予算>

令和5年度補正予算では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく水道施設の耐災害性強化等を着実に推進するための予算を厚生労働省で計上した。

1) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 177億円

- ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、地方公共団体が実施する浄水場等の停電対策・土砂対策・浸水対策等の耐災害性強化対策及び上水道管路

(基幹管路)の耐震化対策を図るための施設整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

2) 安心・安全な水道の整備 194億円

・水道施設の基幹改良や緊急時用連絡管の整備等、安心・安全な水道サービスの実現のための施設整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

(3) 総務省あて

1. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について (要望事項)

地方公営企業における脱炭素化推進事業にかかる地方財政措置について、地球温暖化対策実行計画に基づき、取り組みを推進している一部事務組合についても、確実に地方財政措置が受けられるよう地方交付税措置率の拡充又は一部事務組合に直接交付する制度を創設すること。

(理由)

地方公営企業における脱炭素化推進事業にかかる地方財政措置について、地方公共団体を対象としているため、一部事務組合では支援が受けられない状況となっている。

国が「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現、2030年度には対2013年度比で温室効果ガスの46%削減」を掲げている中、水道事業者は、全国の電力の約1%を消費するエネルギー消費(CO₂排出)産業の側面を有しており、より一層エネルギー消費削減に向けた省エネ対策等の促進が求められている。

よって、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用を国に対して強く要望する。

2. 地方公営企業繰出制度の義務化及び拡充等について

(要望事項)

(1) 地方公営企業繰出金通知に掲げられた事業等に対する一般会計からの繰出しが確実に実施されるよう地方交付税措置率の拡充や繰出の義務化を図ること又は一部事務組合に対し、直接的な財政措置により支援をおこなう制度を創設すること。

(2) 令和5年度までの時限措置となっている管路耐震化事業に係る地方財政措置を確実に延長するとともに、水道用水供給事業者を対象に加えるなど、制度の拡充を図ること。

(理由)

水道事業は施設の老朽化対策、東日本大震災を踏まえた危機管理対策等の喫緊の課題に加え、順次耐用年数を迎える水道管路等の更新を控え、整備需要は増大傾向にある。一方で、これらの財源となる料金収入は、人口減少社会の到来等による給水量の減少に伴う減収が見込まれており、厳しい経営環境にある。

さらに、安全で良質な水道水の安定供給を確保するため、施設の建設・改良や震災対策事業の推進等には多額の資金を必要とし、この財源の多くを起債に依存せざるを得ないことから、その元利償還金は水道財政を圧迫しており、水道事業の健全な経営に大きな影響を及ぼしている。

こうした中、地方公営企業繰出制度については、地方公営企業法に定める経営に関する基本原則を堅持しながらも、地方公営企業の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画に計上されており、総務省でも、毎年、繰出しの基本的な考え方を示し、地方公営企業の実態に即しながら運営するよう要請している。

しかしながら、一般会計に対して、繰出基準でメニュー化された事業に対する繰出金の拠出を求めても、一般会計の財政状況が厳しいことを理由に見送られている実情がある。

よって、水道事業の健全な経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、地方公営企業繰出制度の義務化及び拡充等を国に対して強く要望する。

3. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活について

(要望事項)

(1) 公的資金補償金免除繰上償還制度を復活すること。

なお、制度復活に際して、次の要件を満たすものとする。

- ① 許可要件となっている資本費、将来負担比率等を緩和すること。
- ② 対象となる公営企業債の範囲を拡大し、年利率5%未満の企業債についても対象とすること。
- ③ 繰上償還を行った財政融資資金の対象となっている事業に対する財政融資資金における新規貸付停止の要件を撤廃すること。
- ④ 財政健全化・公営企業経営健全化へ向けた計画策定及び実施の要件を撤廃するとともに、申請手続きの簡素化を図ること。

(2) 公営企業借換債制度を復活すること。

(理由)

水道事業者は、起債を主な財源として水道施設の整備拡充を行ってきたため、その元利償還金が水道事業にとって大きな負担となっている。特に、過去に借り入れた高金利既往債が、この負担を一層大きくしている。

こうした状況の中、繰上償還については、政府資金は平成19年度から3年間、旧公営企業金融公庫資金は平成19年度から2年間、一定の経営改革を実施する地方公営企業を対象に補償金を免除する特例措置が講じられた。さらに、平成22年度から平成24年度までの3年間についても制度の継続がなされ、財政上の負担軽減につながる非常に有用な制度であった。

なお、平成25年度に限り、東日本大震災の特定被災地方公共団体を対象に補償金免除繰上償還及び借換債発行ができることとされたが、対象となる資金は年利率4%以上の旧公営企業金融公庫資金のみと限定的なものであった。

また、平成30年度からは、令和3年度までの時限措置として、上下水道事業について公共施設等運営権の設定に係る実施方針条例の制定等、一定の要件を満たした地方公共団体に限り、補償金免除繰上償還が制度化されているが、これも限定的なものである。

よって、水道事業の健全な経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活を国に対して強く要望する。

4. 電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等について

(要望事項)

水道事業の電気料金高騰に対する地方交付税措置を設定するとともに地方公営企業繰出金に係る繰出基準に追加すること。

(理由)

水道事業及び水道用水供給事業は、導送配水や浄水処理において多くの電力を必要とする事業形態であるため、現在、燃料価格の上昇などにより電気料金が高騰し、事業経費が大幅に増加している。

こうした中、「政府の総合経済対策」に伴う令和4年度第2次補正予算においてエネルギー関連を対象とした「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による支援策が盛り込まれてはいるものの、補助額が十分ではなく、特別高圧の電力が対象となっていない。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として創設された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の対象に地方公営企業も対象であるとの通知がなされたが、普通地方公共団体への交付となるため、複数の構成団体を有する一部事務組合においては、交付限度額の制約がある中で、各構成団体との協議を要するなど、実質的な活用が難しい状況である。

これまで電力消費の抑制を図るとともに、経費節減に努めてきたが、今回のような電気料金の高騰による電気料金の負担増は、経営努力だけでは到底賄い切れないものであり、このまま電気料金が高水準で推移した場合には、水道料金に転嫁せざるを得ない事態となって、市民生活や地域経済の負担増を招くことに繋がりがかねない。

よって、電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等を国に対して強く要望する。

◆令和6年度地方債計画

令和6年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に 対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び脱炭素化並びに地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

水道事業債については、通常収支分と東日本大震災分の合計として、6,360 億円（対前年度比 5.3%増）が計上された。

◆地方財政措置の拡充等

(1) 水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の延長について

延長を重ねる中で、これまで耐震化事業に取り組んできた団体は、過去の平均事業費（通常事業費）が上昇し上積事業費が生じづらくなることから、上積事業費について、算出の基礎として管路更新率を用いることとした上で、「全国平均管路更新率」又は「当該団体の実績管路更新率」のいずれか低い方により算出する方法に変更し、5年間延長する。

なお、供給単価が全国平均未満の団体については、比較的経営基盤が安定していることから、実績管路更新率により算出する方法とする。

【対象事業者】

- ・前年度末時点で経営戦略を策定している末端給水事業者（令和8年度以降は、前年度末時点で「改定」している事業に限る）

【対象経費】

- ・対象事業者が実施する水道管路（国庫補助の対象となる管種に限る。）の耐震化に要する経費

【地方財政措置】

- ・対象経費に、当該団体の管路更新率が、基準更新率※を上回る割合を乗じて算出した上積事業費の1/4（一般対策分）、又は1/2（特別対策分）を限度として、一般会計からの出資の対象とする。

※全国平均管路更新率（R2～4年度の平均）又は当該団体の実績管路更新率（R2～4年度の平均）のいずれか低い方

※供給単価が全国平均未満の団体は、実績管路更新率を基準更新率とする

<特別対策分の対象団体要件>

供給単価が全国平均以上であり、次の要件①又は②を満たす団体

①経営条件が厳しいこと：有収水量1m³当たり資本費が全国平均の2倍以上

②管路更新負担が大きいこと：有収水量1m³当たり資本費が全国平均の1.5倍以上かつ有収水量1m³当たり管路延長が平均の2倍以上

- ・当該一般会計出資のための起債の元利償還金について、普通交付税による措置（1/2）を講ずる。

（2）公営企業の脱炭素化の推進

GX実現に向けた基本方針（令和4年12月22日GX実行会議決定）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、公営企業の脱炭素化の取組に対して、以下のとおり地方財政措置を講じる。

①対象事業

地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業

- ・太陽光発電、公共施設等のZEB化（新築・改築も対象）：交付税措置率50%
- ・省エネ改修、LED照明の導入：財政力に応じて交付税措置率30～50%
- ・公用車における電動車等の導入（EV、FCV、PHEV）：交付税措置率30%

※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

②事業期間

令和5年度～令和7年度

③地方財政措置

- ・地方負担額の1/2に「公営企業債（脱炭素化推進事業）」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金に各対象事業の交付税措置率のとおりの普通交付税措置（残余（地方負担額の1/2）については、通常の公営企業債を充当）
- ・公営企業の脱炭素化の取組については、引き続き地方財政措置を講ずることとしている

が、令和6年度においては、一般会計債である脱炭素化推進事業債について、地方公営企業等が行う地域内消費を主目的とする再生可能エネルギーの導入に対する補助を新たに対象に追加することとしている。

(4) 国土交通省あて

1. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について

(要望事項)

水道事業に対する予算額を十分に確保し、満額交付を継続すること。また、当該年度予算での交付及び交付決定時期の早期化を図ること。

【水道水源開発等施設整備費関係】

- (1) 水道水源開発施設整備費において、補助率の大幅な引き上げ及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。また、ダムの大規模改修に対する施設整備費を対象事業とすること。
- (2) 水道施設機能維持整備費において、既存自家発電設備の改良や水道施設の覆蓋化を対象とする等、対象事業の拡充及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (3) 高度浄水施設等整備費において、対象事業の拡充を図ること。また、紫外線設備導入における濁度及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。

【生活基盤施設耐震化等交付金】

- (1) 生活基盤施設耐震化等交付金における補助率の大幅な引き上げ及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (2) 高度浄水施設等整備費において、対象事業の拡充を図ること。また、紫外線設備導入における濁度及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (3) 基幹水道構造物の耐震化事業に対する対象事業の拡充及び資本単価要件等の採択基準の撤廃又は緩和、交付率の引き上げを図ること。また、基幹水道構造物の耐震化事業と併せて実施する長寿命化工事（防食塗装等）についても、対象事業とすること。
- (4) 老朽管更新事業及び水道管路緊急改善事業において、採択基準の撤廃又は緩和、交付率の引き上げを図ること。また、老朽管更新事業において、時限措置の撤廃及び布設後20年以上経過した鋼管を対象とすること。
- (5) 広域化事業において、地域の実情を踏まえ、広域化が促進されるよう、資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和するとともに、統合事務所の整備費用を対象とする等、対象事業の拡大及び交付率の引き上げを図ること。また、事業統合や経営一体化の要件を緩和し、令和16年度までの時限措置を撤廃すること。
- (6) 運営基盤強化等事業において、事業の最終年度に2か年分交付される交付金について、交付期間を1年延伸し、1か年ずつ交付すること。また、対象となる撤去費について、新設する施設数と同数以下という要件を撤廃すること。

(理由)

水道事業者は、安全で安定した水道水の供給を確保するため、水源の開発に取り組むとともに、水道施設の整備拡充、維持管理体制の効率化及び新技術の開発等に鋭意努力している。

一方、安全で良質な水道水の確保、災害時の給水確保等、水道に対する住民のニーズは、従前にも増して一層高度化、多様化してきている。さらに、人口減少に伴う料金収入の減収による収益構造の悪化や水道事業に携わる職員数が減少するなか、改正水道法において、長期的な視点による水道の基盤強化が求められている。

また、水道事業者は、質、量の両面にわたる給水サービスの向上を図り、強靱で持続可能な真に信頼される水道を構築していくために、施設の計画的な更新及び市町村の行政区域を越えた広域化の推進等に取り組まなければならない。

これらの事業の実施には多額の資金が必要となるが、国からの持続的かつ安定的な財政支援が不可欠である。

よって、水道事業の健全経営を確保し、これらの事業の円滑・確実な推進を図るため、水道事業に対する関係予算を十分に確保するとともに、水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等を国に対して強く要望する。

２．水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立について

（要望事項）

- （１） 水源・取水施設、浄水施設、導送配水施設等における、水道基幹施設の長寿命化事業、更新再構築事業、並びに廃止施設（既に廃止した施設や災害等により廃止となった施設を含む。）の撤去事業に対する財政支援制度を創設すること。
- （２） 水道事業者の施設を廃止して水道用水供給事業者の施設を増強（バックアップの為に送水施設等を含む。）することにより、施設を再構築する場合の財政支援制度を創設すること。
- （３） 広域化を既に行っている水道事業者が実施する既存施設の更新・耐震化事業を対象とする新たな財政支援制度を創設すること。

（理 由）

水道事業者は、これまで安全で安定した水道水の供給を確保するため、水道施設の整備を進めてきたが、建設後相当の年数を経過していることから、その施設の多くが更新・再構築の時期を迎えている。

さらに、新たな水質問題への対応や、自然災害に対する強靱な水道施設の整備、水需要の減少に伴う施設の統廃合等、緊急かつ重要な課題に対応していくことに加え、改正水道法において水道の基盤強化が求められている。

しかしながら、これら様々なニーズへの対応を踏まえた施設の更新・再構築は、莫大な事業費を要する一方で、その資金を水道事業者が独自で負担することは、経営に及ぼす影響が大きく、健全な事業の実施は極めて困難な状況である。

このような状況のなかで、令和２年度には生活基盤施設耐震化等交付金において、事業の縮小に伴う施設の統合整備を行う水道施設再編推進事業が創設されたが、対象事業は、限定的なものである。

また、地震や水害等の被害により、復旧が困難となり廃止となった水道施設の撤去費用については水道施設再編推進事業や災害復旧事業の対象とされていない。

よって、水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立を国に対して強

く要望する。

3. 水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等について

(要望事項)

- (1) 先端技術を活用したシステム導入等の検討・構想から実施に要する費用について広く補助の対象とすること。
- (2) 水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の採択基準にある「業務の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現」について、その対象事業を明確にすること。

(理由)

水道事業では、水需要の減少に伴う給水収益や職員数の減少に対応するため、これまで官民連携の手法等を活用し、効率的な事業運営を進めてきたところであるが、将来は人口減少に伴い、官民共に技術者の採用が困難になることが想定されることから、IoT/ICT 技術を活用した更なる効率的な事業運営や、水道技術のノウハウの蓄積等が必要となっている。

とりわけ、取水から浄水までの一体的な運用の検討に当たっては、各団体で別々のシステムを一元的に管理するシステムの導入、AI を活用した日々の効率的な水運用計画策定など先端技術を活用した多様な手法、費用対効果の検証が求められる。

よって、水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等を国に対して強く要望する。

4. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について

(要望事項)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金における上下水道・ダム施設の省 CO₂改修支援事業について、省エネルギー・再生可能エネルギーにおける個々の施設・設備に係る補助要件を撤廃し、地球温暖化対策実行計画を策定し、事業全体で、温室効果ガス削減に取り組む団体に優先的に補助するなど、弾力的な制度運用が可能となる制度へ見直すこと。

(理由)

環境省では、水道事業における対策促進施策として「業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) 化・省 CO₂促進事業のうち上下水道・ダム施設の省 CO₂改修支援事業」として、再生可能エネルギー設備や省エネ設備等の導入等に財政支援を行っている。

しかしながら、同支援事業の要件(削減効果、実施期間など)に該当しないために、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の補助申請を断念せざるを得ないケースがあり、柔軟な制度運用とはなっていない。

国が「2050 年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現、2030 年度には対 2013 年度比で温室効果ガスの 46%削減」を掲げている中、水道事業者は、全国の電力の約 1 %を消費するエネルギー消費 (CO₂排出) 産業の側面を有しており、より一層エネルギー消費削減に向けた省エネ対策等の促進が求められている。

よって、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用を国に対して強く要望する。

5. 水道施設の災害対策事業に対する財政支援について

(要望事項)

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた対策事業の更なる加速化・深化を図るためには、地域における影響度などの重要性を採択基準に設定するなど、積極的な財政支援強化の仕組みを構築すること。
- (2) 管路のループ化・多重化（バイパス管等）等、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とすること。

(理由)

水道は住民生活や都市活動を支える重要な基盤施設であり、大規模地震等の災害が発生した場合においても、ライフラインとして必要な水を供給することが水道事業者に求められている。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等では水道施設にも甚大な被害が生じ、長期間にわたり住民生活や都市活動に重大な支障を来した。

近年、このような自然災害が頻発かつ激甚化しており、これら災害発生時においても、重要インフラがその機能を維持できるよう、平成30年度から令和2年度の3か年の集中的緊急対策として「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が策定された。また、令和3年度からは、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が策定され、引き続き、重要インフラを担う水道事業としても災害に対し万全に備えるための対策について、加速化・深化を図ることが急務となっているが、採択基準の制約等により、十分に事業が進んでいないことが課題となっている。

このような中、令和5年度において、河川を横断する導水管・送水管の複線化に対する事業が創設されたところであるが、災害対策に要する事業費は、水道事業経営に及ぼす影響も非常に大きく、また、その効果は広く地域の防災機能の強化に寄与するものであることから、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とするなど、水道事業者への持続的かつ安定的な財政支援が必要である。

よって、水道施設の災害対策事業に対する財政支援を国に対して強く要望する。

6. 水利権制度の柔軟な運用について

(要望事項)

- (1) 水利権の許可に当たり、水道事業者がこれまで投資して取得した水道水源（ダム使用权等）や水道施設を最大限有効に、かつ、安定して利用し続けられるよう、水需要見合いで画一的に「水利権の減量」がなされないよう配慮すること。
- (2) 水利権の許可に当たり、工事時や緊急時のバックアップを考慮した水量が得られるよう、または複数の取水地点がある場合は、開発水量の範囲内でそれぞれ相互補完が可能となるよう配慮すること。
- (3) 渇水時のみならず、地震等の災害時や大規模な水質事故時等においても、時間を要する水利使用許可の手続きを経ることなく、特例的に水道事業者間の水融通が可能となるよう配慮すること。
- (4) 水道事業者間または他事業者間の水融通は、災害や水質事故時のみならず施設の効率

的利用等事業の再構築に有効と考えられることから、柔軟な運用を図ること。

- (5) 広域化の一施策としての施設の共同設置・共同利用、上流取水の促進という観点において、関係機関が連携を図り、水道施設の規模の縮小や統廃合に伴い減量もしくは廃止される水利権の活用が図られるよう支援すること。

(理 由)

河川法では、申請者の水需要に見合った水利使用許可を原則としているが、全国的な給水人口の減少傾向等により給水量の減少が予想されるため、今後、水利権も減量されることが懸念される。

しかしながら、許可水利権を得ている水道事業者にとって、水利権は水道事業経営の根幹をなすものであり、既得の水利権水量を安定給水のための施設整備や水運用の前提としている。多くの水道事業者は水利権を確保するため、ダム建設等に多額の費用を投じ、それを最終的には水道使用者の料金から回収しており、水利権は、いわば水道使用者の財産ともいえるものである。

また、水利権は厳格な手続きを踏んで許可されるのが原則であり、河川法に基づく水利権制度では、渇水時の特例を除いて水融通は認められていない。

地震等の災害や大規模な水質事故等の発生時には、社会経済的な損失の大きい減断水を回避するため、河川管理者においても河川法の原則の範囲で配慮がなされているところであるが、緊急時には、特に水道事業者間における水融通が有効な方策と考えられる。

さらに、水道事業の広域連携に関する取組が積極的に行われているが、広域連携の形態が多様化することに関連して、水利権問題も複雑化することが予想され、水利権制度の硬直性が広域連携の推進を妨げることが懸念される。

広域化の一施策としての施設の共同設置・共同利用、上流取水の促進という観点において、施設規模の縮小や統廃合に伴い水利権の減量又は廃止が生じる場合に、他水道事業者が減量等をされる水利権を活用することができれば、水運用の効率化だけでなく、災害・事故時の対応力の向上や、費用や環境負荷の軽減など有効な効果が期待できる。

よって、水利権制度の柔軟な運用を国に対して強く要望する。

7. 水源地域における関係機関の連携及び行財政支援について

(要望事項)

- (1) 流域水循環計画として認定された計画に基づき実施する事業については、交付金制度の拡充を図り、交付額及び対象事業の拡大等により、さらなる施策推進に向けた措置を講じること。
- (2) 水源地域におけるダムの堆積土砂対策事業について、国庫補助制度を創設する等、財政上必要な措置を講じること。

(理 由)

ダムに水源を求めた水道事業者は、多額の建設費用を負担するとともに、ダム完成後も多額の維持管理費を負担している。

一方で、ダム上流域の森林では、所有区分毎に管理者が混在し、総合的な治山・涵養事業の実施が進んでいないことから、土砂流入に歯止めがかからず、ダムにおける堆積土砂の問題

は、全国的な課題となっている。

この課題を解決するためには、土砂生産域たる山地・森林の各管理者の連携はもちろんのこと、山地・森林、ダム、河川、海岸に至るまで、流域の水循環を総合的かつ一体的に管理すべく各管理者の連携・協力が必須である。

また、令和２年に策定された「水循環基本計画」を踏まえ、水循環に関する施策を推進するための「流域水循環計画」が策定されているところである。水道事業は、健全な水循環の維持又は回復に深く関わっているため、水利用における自主的な管理、効率的かつ安定的な水源の確保等に努めるとともに環境負荷低減に取り組むことも重要である。

よって、水源地域における関係機関の連携及び行財政支援を国に対して強く要望する。

８．新規の地下水利用専用水道の揚水規制等に係る法整備について

（要望事項）

新規に設置する地下水利用専用水道に対して、地下水の揚水量等を規制する法整備を図ること。

（理 由）

昨今、水道事業を取り巻く環境は変わりつつあり、給水人口が伸びている地域においても、節水機器の普及等により、有収水量は給水人口増に見合った増加となっていない。また、経費節減を目的とした、地下水との併用による水道水をバックアップとして使用する手法が近年増加しており、特に大口使用者の地下水利用は、水道事業における経営状況のみならず事業運営全般に多大な影響を及ぼしている。

地下水の併用に伴い、水道水を常時使用しない場合は、滞留により水質が悪化する一方、水道水を使用した場合は流速の急激な変化に伴い、周辺地域に濁り水が発生する恐れがある。

また、水道事業者にとって大口使用者の地下水利用は、給水量の減少に伴う給水収益の減収に繋がり、大口使用者のための過大な水道施設に係る固定費の多くが未回収となり、その減収分が他の水道使用者に転嫁される懸念がある。

よって、地下水の公共利用のあり方の観点から、水道事業の給水区域内における新規の地下水利用専用水道の揚水規制等に係る法整備を国に対して強く要望する。

９．電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等について

（要望事項）

電気料金の高騰による負担軽減を図るための補助制度を創設すること。

（理 由）

水道事業及び水道用水供給事業は、導送配水や浄水処理において多くの電力を必要とする事業形態であるため、現在、燃料価格の上昇などにより電気料金が高騰し、事業経費が大幅に増加している。

こうした中、「政府の総合経済対策」に伴う令和４年度第２次補正予算においてエネルギー関連を対象とした「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による支援策が盛り込まれてはいるものの、補助額が十分ではなく、特別高圧の電力が対象となっていない。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として創設された

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の対象に地方公営企業も対象であるとの通知がなされたが、普通地方公共団体への交付となるため、複数の構成団体を有する一部事務組合においては、交付限度額の制約がある中で、各構成団体との協議を要するなど、実質的な活用が難しい状況である。

これまで電力消費の抑制を図るとともに、経費節減に努めてきたが、今回のような電気料金の高騰による電気料金の負担増は、経営努力だけでは到底賄い切れないものであり、このまま電気料金が高水準で推移した場合には、水道料金に転嫁せざるを得ない事態となって、市民生活や地域経済の負担増を招くことに繋がりがかねない。

よって、電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等を国に対して強く要望する。

(5) 経済産業省あて

1. 電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等について

(要望事項)

令和5年9月で終了予定の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による電気料金を対象とする支援策を継続・拡充すること。また、特別高圧受電も含めた全ての電力需給契約を対象とした継続的な支援制度とすること。

(理 由)

水道事業及び水道用水供給事業は、導送配水や浄水処理において多くの電力を必要とする事業形態であるため、現在、燃料価格の上昇などにより電気料金が高騰し、事業経費が大幅に増加している。

こうした中、「政府の総合経済対策」に伴う令和4年度第2次補正予算においてエネルギー関連を対象とした「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による支援策が盛り込まれてはいるものの、補助額が十分ではなく、特別高圧の電力が対象となっていない。

これまで電力消費の抑制を図るとともに、経費節減に努めてきたが、今回のような電気料金の高騰による電気料金の負担増は、経営努力だけでは到底賄い切れないものであり、このまま電気料金が高水準で推移した場合には、水道料金に転嫁せざるを得ない事態となって、市民生活や地域経済の負担増を招くことに繋がりがかねない。

よって、電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等を国に対して強く要望する。

(6) 環境省あて

1. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について

(要望事項)

水道事業に対する予算額を十分に確保し、満額交付を継続すること。また、当該年度予算での交付及び交付決定時期の早期化を図ること。

【水道水源開発等施設整備費関係】

(1) 水道水源開発施設整備費において、補助率の大幅な引き上げ及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。また、ダムの大規模改修に対する施設整備費を対象事業とすること。

- (2) 水道施設機能維持整備費において、既存自家発電設備の改良や水道施設の覆蓋化を対象とする等、対象事業の拡充及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (3) 高度浄水施設等整備費において、対象事業の拡充を図ること。また、紫外線設備導入における濁度及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。

【生活基盤施設耐震化等交付金】

- (1) 生活基盤施設耐震化等交付金における補助率の大幅な引き上げ及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (2) 高度浄水施設等整備費において、対象事業の拡充を図ること。また、紫外線設備導入における濁度及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (3) 基幹水道構造物の耐震化事業に対する対象事業の拡充及び資本単価要件等の採択基準の撤廃又は緩和、交付率の引き上げを図ること。また、基幹水道構造物の耐震化事業と併せて実施する長寿命化工事（防食塗装等）についても、対象事業とすること。
- (4) 老朽管更新事業及び水道管路緊急改善事業において、採択基準の撤廃又は緩和、交付率の引き上げを図ること。また、老朽管更新事業において、時限措置の撤廃及び布設後 20 年以上経過した鋼管を対象とすること。
- (5) 広域化事業において、地域の実情を踏まえ、広域化が促進されるよう、資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和するとともに、統合事務所の整備費用を対象とする等、対象事業の拡大及び交付率の引き上げを図ること。また、事業統合や経営一体化の要件を緩和し、令和 16 年度までの時限措置を撤廃すること。
- (6) 運営基盤強化等事業において、事業の最終年度に 2 か年分交付される交付金について、交付期間を 1 年延伸し、1 か年ずつ交付すること。また、対象となる撤去費について、新設する施設数と同数以下という要件を撤廃すること。

（理 由）

水道事業者は、安全で安定した水道水の供給を確保するため、水源の開発に取り組むとともに、水道施設の整備拡充、維持管理体制の効率化及び新技術の開発等に鋭意努力している。

一方、安全で良質な水道水の確保、災害時の給水確保等、水道に対する住民のニーズは、従前にも増して一層高度化、多様化してきている。さらに、人口減少に伴う料金収入の減収による収益構造の悪化や水道事業に携わる職員数が減少するなか、改正水道法において、長期的な視点による水道の基盤強化が求められている。

また、水道事業者は、質、量の両面にわたる給水サービスの向上を図り、強靱で持続可能な真に信頼される水道を構築していくために、施設の計画的な更新及び市町村の行政区域を越えた広域化の推進等に取り組まなければならない。

これらの事業の実施には多額の資金が必要となるが、国からの持続的かつ安定的な財政支援が不可欠である。

よって、水道事業の健全経営を確保し、これらの事業の円滑・確実な推進を図るため、水道事業に対する関係予算を十分に確保するとともに、水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等を国に対して強く要望する。

2. 水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立について

(要望事項)

- (1) 水源・取水施設、浄水施設、導送配水施設等における、水道基幹施設の長寿命化事業、更新再構築事業、並びに廃止施設（既に廃止した施設や災害等により廃止となった施設を含む。）の撤去事業に対する財政支援制度を創設すること。
- (2) 水道事業者の施設を廃止して水道用水供給事業者の施設を増強（バックアップの為に送水施設等を含む。）することにより、施設を再構築する場合の財政支援制度を創設すること。
- (3) 広域化を既に行っている水道事業者が実施する既存施設の更新・耐震化事業を対象とする新たな財政支援制度を創設すること。

(理由)

水道事業者は、これまで安全で安定した水道水の供給を確保するため、水道施設の整備を進めてきたが、建設後相当の年数を経過していることから、その施設の多くが更新・再構築の時期を迎えている。

さらに、新たな水質問題への対応や、自然災害に対する強靱な水道施設の整備、水需要の減少に伴う施設の統廃合等、緊急かつ重要な課題に対応していくことに加え、改正水道法において水道の基盤強化が求められている。

しかしながら、これら様々なニーズへの対応を踏まえた施設の更新・再構築は、莫大な事業費を要する一方で、その資金を水道事業者が独自で負担することは、経営に及ぼす影響が大きく、健全な事業の実施は極めて困難な状況である。

このような状況のなかで、令和2年度には生活基盤施設耐震化等交付金において、事業の縮小に伴う施設の統合整備を行う水道施設再編推進事業が創設されたが、対象事業は、限定的なものである。

また、地震や水害等の被害により、復旧が困難となり廃止となった水道施設の撤去費用については水道施設再編推進事業や災害復旧事業の対象とされていない。

よって、水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立を国に対して強く要望する。

3. 水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等について

(要望事項)

- (1) 先端技術を活用したシステム導入等の検討・構想から実施に要する費用について広く補助の対象とすること。
- (2) 水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の採択基準にある「業務の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現」について、その対象事業を明確にすること。

(理由)

水道事業では、水需要の減少に伴う給水収益や職員数の減少に対応するため、これまで官民連携の手法等を活用し、効率的な事業運営を進めてきたところであるが、将来は人口減少に伴い、官民共に技術者の採用が困難になることが想定されることから、IoT/ICT 技術を活用した更なる効率的な事業運営や、水道技術のノウハウの蓄積等が必要となっている。

とりわけ、取水から浄水までの一体的な運用の検討に当たっては、各団体で別々のシステムを一元的に管理するシステムの導入、AI を活用した日々の効率的な水運用計画策定など先端技術を活用した多様な手法、費用対効果の検証が求められる。

よって、水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等を国に対して強く要望する。

4. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について (要望事項)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金における上下水道・ダム施設の省 CO₂改修支援事業について、省エネルギー・再生可能エネルギーにおける個々の施設・設備に係る補助要件を撤廃し、地球温暖化対策実行計画を策定し、事業全体で、温室効果ガス削減に取り組む団体に優先的に補助するなど、弾力的な制度運用が可能となる制度へ見直すこと。

(理 由)

環境省では、水道事業における対策促進施策として「業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) 化・省 CO₂促進事業のうち上下水道・ダム施設の省 CO₂改修支援事業」として、再生可能エネルギー設備や省エネ設備等の導入等に財政支援を行っている。

しかしながら、同支援事業の要件(削減効果、実施期間など)に該当しないために、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の補助申請を断念せざるを得ないケースがあり、柔軟な制度運用とはなっていない。

国が「2050 年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現、2030 年度には対 2013 年度比で温室効果ガスの 46%削減」を掲げている中、水道事業者は、全国の電力の約 1 %を消費するエネルギー消費 (CO₂排出) 産業の側面を有しており、より一層エネルギー消費削減に向けた省エネ対策等の促進が求められている。

よって、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用を国に対して強く要望する。

5. 水道施設の災害対策事業に対する財政支援について (要望事項)

(1) 「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を踏まえた対策事業の更なる加速化・深化を図るためには、地域における影響度などの重要性を採択基準に設定するなど、積極的な財政支援強化の仕組みを構築すること。

(2) 管路のループ化・多重化 (バイパス管等) 等、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とすること。

(理 由)

水道は住民生活や都市活動を支える重要な基盤施設であり、大規模地震等の災害が発生した場合においても、ライフラインとして必要な水を供給することが水道事業者に求められている。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等では水道施設にも甚大な被害が生じ、長期間にわたり住民生活や都市活動に重大な支障を来した。

近年、このような自然災害が頻発かつ激甚化しており、これら災害発生時においても、重要インフラがその機能を維持できるよう、平成30年度から令和2年度の3か年の集中的緊急対策として「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が策定された。また、令和3年度からは、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が策定され、引き続き、重要インフラを担う水道事業としても災害に対し万全に備えるための対策について、加速化・深化を図ることが急務となっているが、採択基準の制約等により、十分に事業が進んでいないことが課題となっている。

このような中、令和5年度において、河川を横断する導水管・送水管の複線化に対する事業が創設されたところであるが、災害対策に要する事業費は、水道事業経営に及ぼす影響も非常に大きく、また、その効果は広く地域の防災機能の強化に寄与するものであることから、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とするなど、水道事業者への持続的かつ安定的な財政支援が必要である。

よって、水道施設の災害対策事業に対する財政支援を国に対して強く要望する。

6. 水源地域における関係機関の連携及び行財政支援について

(要望事項)

- (1) 流域水循環計画として認定された計画に基づき実施する事業については、交付金制度の拡充を図り、交付額及び対象事業の拡大等により、さらなる施策推進に向けた措置を講じること。
- (2) 水源地におけるダムの堆積土砂対策事業について、国庫補助制度を創設する等、財政上必要な措置を講じること。

(理由)

ダムに水源を求めた水道事業者は、多額の建設費用を負担するとともに、ダム完成後も多額の維持管理費を負担している。

一方で、ダム上流域の森林では、所有区分毎に管理者が混在し、総合的な治山・涵養事業の実施が進んでいないことから、土砂流入に歯止めがかからず、ダムにおける堆積土砂の問題は、全国的な課題となっている。

この課題を解決するためには、土砂生産域たる山地・森林の各管理者の連携はもちろんのこと、山地・森林、ダム、河川、海岸に至るまで、流域の水循環を総合的かつ一体的に管理すべく各管理者の連携・協力が必須である。

また、令和2年に策定された「水循環基本計画」を踏まえ、水循環に関する施策を推進するための「流域水循環計画」が策定されているところである。水道事業は、健全な水循環の維持又は回復に深く関わっているため、水利用における自主的な管理、効率的かつ安定的な水源の確保等に努めるとともに環境負荷低減に取り組むことも重要である。

よって、水源地域における関係機関の連携及び行財政支援を国に対して強く要望する。

7. 新規の地下水利用専用水道の揚水規制等に係る法整備について

(要望事項)

新規に設置する地下水利用専用水道に対して、地下水の揚水量等を規制する法整備を図る

こと。

（理 由）

昨今、水道事業を取り巻く環境は変わりつつあり、給水人口が伸びている地域においても、節水機器の普及等により、有収水量は給水人口増に見合った増加となっていない。また、経費節減を目的とした、地下水との併用による水道水をバックアップとして使用する手法が近年増加しており、特に大口使用者の地下水利用は、水道事業における経営状況のみならず事業運営全般に多大な影響を及ぼしている。

地下水の併用に伴い、水道水を常時使用しない場合は、滞留により水質が悪化する一方、水道水を使用した場合は流速の急激な変化に伴い、周辺地域に濁り水が発生する恐れがある。

また、水道事業者にとって大口使用者の地下水利用は、給水量の減少に伴う給水収益の減収に繋がり、大口使用者のための過大な水道施設に係る固定費の多くが未回収となり、その減収分が他の水道使用者に転嫁される懸念がある。

よって、地下水の公共利用のあり方の観点から、水道事業の給水区域内における新規の地下水利用専用水道の揚水規制等に係る法整備を国に対して強く要望する。

8. 電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等について

（要望事項）

電気料金の高騰による負担軽減を図るための補助制度を創設すること。

（理 由）

水道事業及び水道用水供給事業は、導送配水や浄水処理において多くの電力を必要とする事業形態であるため、現在、燃料価格の上昇などにより電気料金が高騰し、事業経費が大幅に増加している。

こうした中、「政府の総合経済対策」に伴う令和4年度第2次補正予算においてエネルギー関連を対象とした「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による支援策が盛り込まれてはいるものの、補助額が十分ではなく、特別高圧の電力が対象となっていない。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として創設された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の対象に地方公営企業も対象であるとの通知がなされたが、普通地方公共団体への交付となるため、複数の構成団体を有する一部事務組合においては、交付限度額の制約がある中で、各構成団体との協議を要するなど、実質的な活用が難しい状況である。

これまで電力消費の抑制を図るとともに、経費節減に努めてきたが、今回のような電気料金の高騰による電気料金の負担増は、経営努力だけでは到底賄い切れないものであり、このまま電気料金が高水準で推移した場合には、水道料金に転嫁せざるを得ない事態となって、市民生活や地域経済の負担増を招くことに繋がりがかねない。

よって、電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等を国に対して強く要望する。

9. 放射性物質濃度が基準値以下となっている浄水発生土の適正な再利用について

（要望事項）

浄水発生土の処分について、原子力発電所からの廃棄物のクリアランスレベル以下である

ものに対して、再利用のための受け入れを行うよう民間事業者に働きかけること。

(理 由)

水道事業においては、浄水発生土の大部分が園芸用土等に再利用されている。しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故後、放射性物質濃度の増加に伴い、事故前に契約していた民間事業者への受け入れができなくなり、事故後に発生した浄水発生土については仮置き保管や最終処分を余儀なくされた。

現在、基準値以下の浄水発生土については、再利用が可能とされているところではあるが、クリアランスレベル以下であるにも関わらず、受け入れを拒絶される事例があり、事故前に行っていた再利用への移行が円滑に進んでいない。安全性が確認できる基準値以下の浄水発生土については、可能な限り再利用できることが望ましく、国が民間事業者に働きかけを行うことが重要である。

よって、放射性物質濃度が基準値以下となっている浄水発生土の適正な再利用の推進について民間事業者に働きかけることを国に対して強く要望する。

(7) 財務省あて

1. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について

(要望事項)

水道事業に対する予算額を十分に確保し、満額交付を継続すること。また、当該年度予算での交付及び交付決定時期の早期化を図ること。

【水道水源開発等施設整備費関係】

- (1) 水道水源開発施設整備費において、補助率の大幅な引き上げ及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。また、ダムの大規模改修に対する施設整備費を対象事業とすること。
- (2) 水道施設機能維持整備費において、既存自家発電設備の改良や水道施設の覆蓋化を対象とする等、対象事業の拡充及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (3) 高度浄水施設等整備費において、対象事業の拡充を図ること。また、紫外線設備導入における濁度及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。

【生活基盤施設耐震化等交付金】

- (1) 生活基盤施設耐震化等交付金における補助率の大幅な引き上げ及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (2) 高度浄水施設等整備費において、対象事業の拡充を図ること。また、紫外線設備導入における濁度及び資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和すること。
- (3) 基幹水道構造物の耐震化事業に対する対象事業の拡充及び資本単価要件等の採択基準の撤廃又は緩和、交付率の引き上げを図ること。また、基幹水道構造物の耐震化事業と併せて実施する長寿命化工事（防食塗装等）についても、対象事業とすること。
- (4) 老朽管更新事業及び水道管路緊急改善事業において、採択基準の撤廃又は緩和、交付率の引き上げを図ること。また、老朽管更新事業において、時限措置の撤廃及び布設後 20 年以上経過した鋼管を対象とすること。

- (5) 広域化事業において、地域の実情を踏まえ、広域化が促進されるよう、資本単価要件等の採択基準を撤廃又は緩和するとともに、統合事務所の整備費用を対象とする等、対象事業の拡大及び交付率の引き上げを図ること。また、事業統合や経営一体化の要件を緩和し、令和16年度までの時限措置を撤廃すること。
- (6) 運営基盤強化等事業において、事業の最終年度に2か年分交付される交付金について、交付期間を1年延伸し、1か年ずつ交付すること。また、対象となる撤去費について、新設する施設数と同数以下という要件を撤廃すること。

(理 由)

水道事業者は、安全で安定した水道水の供給を確保するため、水源の開発に取り組むとともに、水道施設の整備拡充、維持管理体制の効率化及び新技術の開発等に鋭意努力している。

一方、安全で良質な水道水の確保、災害時の給水確保等、水道に対する住民のニーズは、従前にも増して一層高度化、多様化してきている。さらに、人口減少に伴う料金収入の減収による収益構造の悪化や水道事業に携わる職員数が減少するなか、改正水道法において、長期的な視点による水道の基盤強化が求められている。

また、水道事業者は、質、量の両面にわたる給水サービスの向上を図り、強靱で持続可能な真に信頼される水道を構築していくために、施設の計画的な更新及び市町村の行政区域を越えた広域化の推進等に取り組まなければならない。

これらの事業の実施には多額の資金が必要となるが、国からの持続的かつ安定的な財政支援が不可欠である。

よって、水道事業の健全経営を確保し、これらの事業の円滑・確実な推進を図るため、水道事業に対する関係予算を十分に確保するとともに、水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等を国に対して強く要望する。

2. 水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立について

(要望事項)

- (1) 水源・取水施設、浄水施設、導送配水施設等における、水道基幹施設の長寿命化事業、更新再構築事業、並びに廃止施設（既に廃止した施設や災害等により廃止となった施設を含む。）の撤去事業に対する財政支援制度を創設すること。
- (2) 水道事業者の施設を廃止して水道用水供給事業者の施設を増強（バックアップの為に送水施設等を含む。）することにより、施設を再構築する場合の財政支援制度を創設すること。
- (3) 広域化を既に行っている水道事業者が実施する既存施設の更新・耐震化事業を対象とする新たな財政支援制度を創設すること。

(理 由)

水道事業者は、これまで安全で安定した水道水の供給を確保するため、水道施設の整備を進めてきたが、建設後相当の年数を経過していることから、その施設の多くが更新・再構築の時期を迎えている。

さらに、新たな水質問題への対応や、自然災害に対する強靱な水道施設の整備、水需要の減少に伴う施設の統廃合等、緊急かつ重要な課題に対応していくことに加え、改正水道法におい

て水道の基盤強化が求められている。

しかしながら、これら様々なニーズへの対応を踏まえた施設の更新・再構築は、莫大な事業費を要する一方で、その資金を水道事業者が独自で負担することは、経営に及ぼす影響が大きく、健全な事業の実施は極めて困難な状況である。

このような状況のなかで、令和２年度には生活基盤施設耐震化等交付金において、事業の縮小に伴う施設の統合整備を行う水道施設再編推進事業が創設されたが、対象事業は、限定的なものである。

また、地震や水害等の被害により、復旧が困難となり廃止となった水道施設の撤去費用については水道施設再編推進事業や災害復旧事業の対象とされていない。

よって、水道施設の更新・再構築事業等に対する新たな財政支援制度の確立を国に対して強く要望する。

３．水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等について

（要望事項）

- （１） 先端技術を活用したシステム導入等の検討・構想から実施に要する費用について広く補助の対象とすること。
- （２） 水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の採択基準にある「業務の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現」について、その対象事業を明確にすること。

（理 由）

水道事業では、水需要の減少に伴う給水収益や職員数の減少に対応するため、これまで官民連携の手法等を活用し、効率的な事業運営を進めてきたところであるが、将来は人口減少に伴い、官民共に技術者の採用が困難になることが想定されることから、IoT/ICT 技術を活用した更なる効率的な事業運営や、水道技術のノウハウの蓄積等が必要となっている。

とりわけ、取水から浄水までの一体的な運用の検討に当たっては、各団体で別々のシステムを一元的に管理するシステムの導入、AI を活用した日々の効率的な水運用計画策定など先端技術を活用した多様な手法、費用対効果の検証が求められる。

よって、水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業の制度拡充等を国に対して強く要望する。

４．省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について

（要望事項）

- （１） 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金における上下水道・ダム施設の省 CO₂改修支援事業について、省エネルギー・再生可能エネルギーにおける個々の施設・設備に係る補助要件を撤廃し、地球温暖化対策実行計画を策定し、事業全体で、温室効果ガス削減に取り組む団体に優先的に補助するなど、弾力的な制度運用が可能となる制度へ見直すこと。
- （２） 地方公営企業における脱炭素化推進事業にかかる地方財政措置について、地球温暖化対策実行計画に基づき、取り組みを推進している一部事務組合についても、確実に地方財政措置が受けられるよう地方交付税措置率の拡充又は一部事務組合に直接交付する制度を創設すること。

(理 由)

環境省では、水道事業における対策促進施策として「業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省 CO₂促進事業のうち上下水道・ダム施設の省 CO₂改修支援事業」として、再生可能エネルギー設備や省エネ設備等の導入等に財政支援を行っている。

しかしながら、同支援事業の要件（削減効果、実施期間など）に該当しないために、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の補助申請を断念せざるを得ないケースがあり、柔軟な制度運用とはなっていない。

また、地方公営企業における脱炭素化推進事業にかかる地方財政措置についても、地方公共団体を対象としているため、一部事務組合では支援が受けられない状況となっている。

国が「2050 年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現、2030 年度には対 2013 年度比で温室効果ガスの 46%削減」を掲げている中、水道事業者は、全国の電力の約 1 %を消費するエネルギー消費（CO₂排出）産業の側面を有しており、より一層エネルギー消費削減に向けた省エネ対策等の促進が求められている。

よって、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用を国に対して強く要望する。

5. 地方公営企業繰出制度の義務化及び拡充等について

(要望事項)

- (1) 地方公営企業繰出金通知に掲げられた事業等に対する一般会計からの繰出しが確実に実施されるよう地方交付税措置率の拡充や繰出の義務化を図ること又は一部事務組合に対し、直接的な財政措置により支援をおこなう制度を創設すること。
- (2) 令和 5 年度までの時限措置となっている管路耐震化事業に係る地方財政措置を確実に延長するとともに、水道用水供給事業者を対象に加えるなど、制度の拡充を図ること。

(理 由)

水道事業は施設の老朽化対策、東日本大震災を踏まえた危機管理対策等の喫緊の課題に加え、順次耐用年数を迎える水道管路等の更新を控え、整備需要は増大傾向にある。一方で、これらの財源となる料金収入は、人口減少社会の到来等による給水量の減少に伴う減収が見込まれており、厳しい経営環境にある。

さらに、安全で良質な水道水の安定供給を確保するため、施設の建設・改良や震災対策事業の推進等には多額の資金を必要とし、この財源の多くを起債に依存せざるを得ないことから、その元利償還金は水道財政を圧迫しており、水道事業の健全な経営に大きな影響を及ぼしている。

こうした中、地方公営企業繰出制度については、地方公営企業法に定める経営に関する基本原則を堅持しながらも、地方公営企業の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画に計上されており、総務省でも、毎年、繰出しの基本的な考え方を示し、地方公営企業の実態に即しながら運営するよう要請している。

しかしながら、一般会計に対して、繰出基準でメニュー化された事業に対する繰出金の拠出を求めても、一般会計の財政状況が厳しいことを理由に見送られている実情がある。

よって、水道事業の健全な経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、地方公営企業繰

出制度の義務化及び拡充等を国に対して強く要望する。

6. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活について

(要望事項)

(1) 公的資金補償金免除繰上償還制度を復活すること。

なお、制度復活に際して、次の要件を満たすものとする。

- ① 許可要件となっている資本費、将来負担比率等を緩和すること。
- ② 対象となる公営企業債の範囲を拡大し、年利率5%未満の企業債についても対象とすること。
- ③ 繰上償還を行った財政融資資金の対象となっている事業に対する財政融資資金における新規貸付停止の要件を撤廃すること。
- ④ 財政健全化・公営企業経営健全化へ向けた計画策定及び実施の要件を撤廃するとともに、申請手続きの簡素化を図ること。

(2) 公営企業借換債制度を復活すること。

(理由)

水道事業者は、起債を主な財源として水道施設の整備拡充を行ってきたため、その元利償還金が水道事業にとって大きな負担となっている。特に、過去に借入れた高金利既往債が、この負担を一層大きくしている。

こうした状況の中、繰上償還については、政府資金は平成19年度から3年間、旧公営企業金融公庫資金は平成19年度から2年間、一定の経営改革を実施する地方公営企業を対象に補償金を免除する特例措置が講じられた。さらに、平成22年度から平成24年度までの3年間についても制度の継続がなされ、財政上の負担軽減につながる非常に有用な制度であった。

なお、平成25年度に限り、東日本大震災の特定被災地方公共団体を対象に補償金免除繰上償還及び借換債発行ができることとされたが、対象となる資金は年利率4%以上の旧公営企業金融公庫資金のみと限定的なものであった。

また、平成30年度からは、令和3年度までの時限措置として、上下水道事業について公共施設等運営権の設定に係る実施方針条例の制定等、一定の要件を満たした地方公共団体に限り、補償金免除繰上償還が制度化されているが、これも限定的なものである。

よって、水道事業の健全な経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活を国に対して強く要望する。

7. 水道施設の災害対策事業に対する財政支援について

(要望事項)

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた対策事業の更なる加速化・深化を図るためには、地域における影響度などの重要性を採択基準に設定するなど、積極的な財政支援強化の仕組みを構築すること。
- (2) 管路のループ化・多重化(バイパス管等)等、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とすること。

(理由)

水道は住民生活や都市活動を支える重要な基盤施設であり、大規模地震等の災害が発生した場合においても、ライフラインとして必要な水を供給することが水道事業者に求められている。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等では水道施設にも甚大な被害が生じ、長期間にわたり住民生活や都市活動に重大な支障を来した。

近年、このような自然災害が頻発かつ激甚化しており、これら災害発生時においても、重要インフラがその機能を維持できるよう、平成30年度から令和2年度の3か年の集中的緊急対策として「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が策定された。また、令和3年度からは、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が策定され、引き続き、重要インフラを担う水道事業としても災害に対し万全に備えるための対策について、加速化・深化を図ることが急務となっているが、採択基準の制約等により、十分に事業が進んでいないことが課題となっている。

このような中、令和5年度において、河川を横断する導水管・送水管の複線化に対する事業が創設されたところであるが、災害対策に要する事業費は、水道事業経営に及ぼす影響も非常に大きく、また、その効果は広く地域の防災機能の強化に寄与するものであることから、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とするなど、水道事業者への持続的かつ安定的な財政支援が必要である。

よって、水道施設の災害対策事業に対する財政支援を国に対して強く要望する。

8. 水源地域における関係機関の連携及び行財政支援について

(要望事項)

- (1) 流域水循環計画として認定された計画に基づき実施する事業については、交付金制度の拡充を図り、交付額及び対象事業の拡大等により、さらなる施策推進に向けた措置を講じること。
- (2) 水源地におけるダムの堆積土砂対策事業について、国庫補助制度を創設する等、財政上必要な措置を講じること。

(理由)

ダムに水源を求めた水道事業者は、多額の建設費用を負担するとともに、ダム完成後も多額の維持管理費を負担している。

一方で、ダム上流域の森林では、所有区分毎に管理者が混在し、総合的な治山・涵養事業の実施が進んでいないことから、土砂流入に歯止めがかからず、ダムにおける堆積土砂の問題は、全国的な課題となっている。

この課題を解決するためには、土砂生産域たる山地・森林の各管理者の連携はもちろんのこと、山地・森林、ダム、河川、海岸に至るまで、流域の水循環を総合的かつ一体的に管理すべく各管理者の連携・協力が必須である。

また、令和2年に策定された「水循環基本計画」を踏まえ、水循環に関する施策を推進するための「流域水循環計画」が策定されているところである。水道事業は、健全な水循環の維持又は回復に深く関わっているため、水利用における自主的な管理、効率的かつ安定的な水源の確保等に努めるとともに環境負荷低減に取り組むことも重要である。

よって、水源地域における関係機関の連携及び行財政支援を国に対して強く要望する。

9. 電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等について

(要望事項)

- (1) 令和5年9月で終了予定の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による電気料金を対象とする支援策を継続・拡充すること。また、特別高圧受電も含めた全ての電力需給契約を対象とした継続的な支援制度とすること。
- (2) 交付先が普通地方公共団体に限定されている「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)について、交付額を引き上げるとともに、一部事務組合へ直接交付可能な仕組みを創設すること。
- (3) 電気料金の高騰による負担軽減を図るための補助制度を創設すること。
- (4) 水道事業の電気料金高騰に対する地方交付税措置を設定するとともに地方公営企業繰出金に係る繰出基準に追加すること。

(理由)

水道事業及び水道用水供給事業は、導送配水や浄水処理において多くの電力を必要とする事業形態であるため、現在、燃料価格の上昇などにより電気料金が高騰し、事業経費が大幅に増加している。

こうした中、「政府の総合経済対策」に伴う令和4年度第2次補正予算においてエネルギー関連を対象とした「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による支援策が盛り込まれてはいるものの、補助額が十分ではなく、特別高圧の電力が対象となっていない。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として創設された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の対象に地方公営企業も対象であるとの通知がなされたが、普通地方公共団体への交付となるため、複数の構成団体を有する一部事務組合においては、交付限度額の制約がある中で、各構成団体との協議を要するなど、実質的な活用が難しい状況である。

これまで電力消費の抑制を図るとともに、経費節減に努めてきたが、今回のような電気料金の高騰による電気料金の負担増は、経営努力だけでは到底賄い切れないものであり、このまま電気料金が高水準で推移した場合には、水道料金に転嫁せざるを得ない事態となって、市民生活や地域経済の負担増を招くことに繋がりがかねない。

よって、電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等を国に対して強く要望する。

(8) 内閣府あて

1. 電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等について

(要望事項)

交付先が普通地方公共団体に限定されている「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)について、交付額を引き上げるとともに、一部事務組合へ直接交付可能な仕組みを創設すること。

(理由)

水道事業及び水道用水供給事業は、導送配水や浄水処理において多くの電力を必要とする

事業形態であるため、現在、燃料価格の上昇などにより電気料金が高騰し、事業経費が大幅に増加している。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として創設された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の対象に地方公営企業も対象であるとの通知がなされたが、普通地方公共団体への交付となるため、複数の構成団体を有する一部事務組合においては、交付限度額の制約がある中で、各構成団体との協議を要するなど、実質的な活用が難しい状況である。

これまで電力消費の抑制を図るとともに、経費節減に努めてきたが、今回のような電気料金の高騰による電気料金の負担増は、経営努力だけでは到底賄い切れないものであり、このまま電気料金が高水準で推移した場合には、水道料金に転嫁せざるを得ない事態となって、市民生活や地域経済の負担増を招くことに繋がりがかねない。

よって、電気料金の高騰に対する財政支援の継続・拡充等を国に対して強く要望する。

第 3 号議案

令和 5 年度歳入歳出決算

全国水道企業団協議会 令和5年度歳入歳出決算額

歳 入

一 金	8,437,693 円	歳入合計額
-----	-------------	-------

歳 出

一 金	6,819,287 円	歳出合計額
-----	-------------	-------

差 引 合 計 額

一 金	1,618,406 円	翌年度へ繰越
-----	-------------	--------

全国水道企業団協議会 令和5年度歳入歳出決算額

(単位:円)

歳 入 の 部						
科 目	年度当初 予算額	補正予算額	本年度 予算現額	決算額	予算現額と決算 額との差額	付 記
款 項 目						
1.会費	6,234,000	0	6,234,000	6,264,540	30,540	
1.会費	6,234,000	0	6,234,000	6,264,540	30,540	
1.正会員会費	5,784,000	0	5,784,000	5,814,540	30,540	
2.賛助会員会費	450,000	0	450,000	450,000	0	
2.繰越金	1,664,000	0	1,664,000	1,664,772	772	
1.前年度繰越金	1,664,000	0	1,664,000	1,664,772	772	
1.前年度繰越金	1,664,000	0	1,664,000	1,664,772	772	
3.雑収入	501,000	0	501,000	508,381	7,381	
1.雑収入	501,000	0	501,000	508,381	7,381	
1.雑入	500,000	0	500,000	508,192	8,192	
2.受取利息	1,000	0	1,000	189	△ 811	
歳 入 合 計	8,399,000	0	8,399,000	8,437,693	38,693	

(単位:円)

歳 出 の 部							
科 目	本 年 度 予 算 額					決算額	予算現額と 決算額との 差額
款 項 目	当初予算額	補正予算額	小 計	流用増減額	予算現額		
1.事務費	1,549,000	0	1,549,000	0	1,549,000	1,033,208	515,792
1.需用費	1,549,000	0	1,549,000	0	1,549,000	1,033,208	515,792
1.消耗品費	10,000	0	10,000	0	10,000	10,000	0
2.通信運搬費	40,000	0	40,000	0	40,000	40,000	0
3.印刷費	40,000	0	40,000	0	40,000	40,000	0
4.職員旅費	1,429,000	0	1,429,000	0	1,429,000	929,640	499,360
5.雑費	30,000	0	30,000	0	30,000	13,568	16,432
2.会議費	3,550,000	0	3,550,000	0	3,550,000	2,941,252	608,748
1.会議費	3,550,000	0	3,550,000	0	3,550,000	2,941,252	608,748
1.総会費	3,050,000	0	3,050,000	0	3,050,000	2,479,066	570,934
2.役員会費	500,000	0	500,000	0	500,000	462,186	37,814
3.調査研修費	2,220,000	0	2,220,000	0	2,220,000	1,864,827	355,173
1.調査研修費	2,220,000	0	2,220,000	0	2,220,000	1,864,827	355,173
1.調査費	2,220,000	0	2,220,000	0	2,220,000	1,864,827	355,173
4.交付金	980,000	0	980,000	0	980,000	980,000	0
1.交付金	980,000	0	980,000	0	980,000	980,000	0
1.交付金	980,000	0	980,000	0	980,000	980,000	0
5.積立金	0	0	0	0	0	0	0
1.積立金	0	0	0	0	0	0	0
1.積立金	0	0	0	0	0	0	0
6.予備費	100,000	0	100,000	0	100,000	0	100,000
1.予備費	100,000	0	100,000	0	100,000	0	100,000
1.予備費	100,000	0	100,000	0	100,000	0	100,000
歳 出 合 計	8,399,000	0	8,399,000	0	8,399,000	6,819,287	1,579,713

全国水道企業団協議会 令和5年度積立金計算書

1. 前年度末残高(令和5年3月31日)	7,600,560 円
2. 当年度積立金額	0 円
3. 当年度積立金取り崩し額	0 円
4. 当年度末残高(令和6年3月31日)	7,600,560 円

令和5年度全国水道企業団協議会歳入歳出決算監査報告

令和6年4月10日、日本水道協会会議室において、令和5年度全国水道企業団協議会歳入歳出決算について、証拠書類並びに関係諸帳簿を監査したところ、適正に行われていたことを報告いたします。

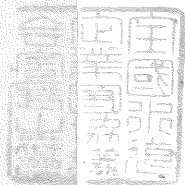
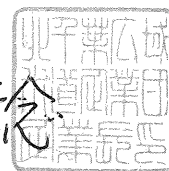
令和6年4月10日

幹事代表

北千葉広域水道企業団

企業長

荒木 稔



第4号議案

令和6年度事業計画（案）

全国水道企業団協議会

令和6年度事業計画（案）

令和6年度の主な会務及び事業を、次のとおり計画する。

1. 会 議

1) 総 会

第68回総会は、令和6年5月24日（木）・25日（金）に福岡県福岡市（開催：九州地区協議会、開催地事務局：福岡地区水道企業団）において開催する。

その経費の内訳は、次のとおりである。

総会交付金	1,800,000円（前年度 1,800,000円）
来賓旅費	500,000円（ 〃 350,000円）
需要諸費	500,000円（ 〃 500,000円）
雑費	200,000円（ 〃 400,000円）
特別交付金	550,000円
合 計	3,550,000円（ 〃 3,050,000円）

2) 役員会

年3回の開催とする。

第1回目は第68回総会の運営について総会当日の5月24日（木）に、第2回目は、総会決議事項に対する要望のため7月頃に、第3回目は翌年度の事業計画等について3月頃に、それぞれ開催する。

その経費の内訳は、次のとおりである。

役員会開催諸経費等	500,000円（前年度 500,000円）
	500,000円（ 〃 500,000円）

2. 調査研修

1) 企業長・事務局長経営会議

水道企業団の経営等について情報交換を行うため、年1回開催している。

令和6年11月13日、14日に神奈川県内広域企業団を開催地事務局として開催を予定し、その経費の内訳は次のとおりである。

交 付 金 等	700,000円（前年度	700,000円）
資料作成・印刷費等	50,000円（	50,000円）
雑 費	200,000円（	300,000円）
合 計	950,000円（	1,050,000円）

2) 事務委員会

事務委員会並びに専門委員会は、それぞれ年2回の開催を予定し、企業団の事務、経営等の諸問題について調査研究を行うほか、関連事項の実態調査を行うものである。

その経費の内訳は、次のとおりである。

委員会開催諸経費	220,000円（前年度	220,000円）
調 査 諸 経 費	200,000円（	300,000円）
合 計	420,000円（	520,000円）

3) 地区協議会担当者連絡会議

地区協議会間の情報交換と連絡打合せを行うため、年1回開催する。

その経費の内訳は、次のとおりである。

連絡会議開催諸経費	200,000円（前年度	200,000円）
合 計	200,000円（	200,000円）

4) 企業団協議会報

全国水道企業団協議会の会員間のコミュニケーションを図るため、企業団協議会報を年2回発行する。

その経費の内訳は、次のとおりである。

印 刷 費 等	300,000円（前年度	300,000円）
合 計	300,000円（	300,000円）

5) 企業団協議会リーフレット

企業団協議会をPRするためのリーフレットについて、正会員の入退会等のデータを更新する。

その経費の内訳は、次のとおりである。

印 刷 費 等	1 5 0 , 0 0 0 円 (前年度	150,000 円)
合 計	1 5 0 , 0 0 0 円 ("	150,000 円)

3. 交 付 金

地区協議会における諸活動の一部負担金として各地区協議会に交付する。

9 8 0 , 0 0 0 円 (前年度 980,000 円)

第 5 号議案

令和 6 年度歳入歳出予算（案）

全国水道企業団協議会 令和6年度歳入歳出予算(案)

歳	入	
	一	金
		8,533,000 円

歳	出	
	一	金
		8,533,000 円

歳入歳出差引	
一	金
	0 円

全国水道企業団協議会 令和6年度歳入歳出予算(案)

(単位:円)

歳 入 の 部			
科 目	本年度予算額	前年度予算額	増△減
款項目			
1.会費	6,414,000	6,234,000	180,000
1.会費	6,414,000	6,234,000	180,000
1.正会員会費	5,964,000	5,784,000	180,000
2.賛助会員会費	450,000	450,000	0
2.繰越金	1,618,000	1,664,000	△ 46,000
1.前年度繰越金	1,618,000	1,664,000	△ 46,000
1.前年度繰越金	1,618,000	1,664,000	△ 46,000
3.雑収入	501,000	501,000	0
1.雑収入	501,000	501,000	0
1.雑入	500,000	500,000	0
2.受取利息	1,000	1,000	0
歳 入 合 計	8,533,000	8,399,000	134,000

(単位:円)

歳 出 の 部			
科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 △ 減
款項目			
1.事務費	1,383,000	1,549,000	△ 166,000
1.需用費	1,383,000	1,549,000	△ 166,000
1.消耗品費	10,000	10,000	0
2.通信運搬費	40,000	40,000	0
3.印刷費	40,000	40,000	0
4.職員旅費	1,263,000	1,429,000	△ 166,000
5.雑費	30,000	30,000	0
2.会議費	4,050,000	3,550,000	500,000
1.会議費	4,050,000	3,550,000	500,000
1.総会費	3,550,000	3,050,000	500,000
2.役員会費	500,000	500,000	0
3.調査研修費	2,020,000	2,220,000	△ 200,000
1.調査研修費	2,020,000	2,220,000	△ 200,000
1.調査費	2,020,000	2,220,000	△ 200,000
4.交付金	980,000	980,000	0
1.交付金	980,000	980,000	0
1.交付金	980,000	980,000	0
5.積立金	0	0	0
1.積立金	0	0	0
1.積立金	0	0	0
6.予備費	100,000	100,000	0
1.予備費	100,000	100,000	0
1.予備費	100,000	100,000	0
歳 出 合 計	8,533,000	8,399,000	134,000